

コンピュータ通信網サービス 契約約款

平成23年12月

 株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ
Energia Communications, Inc.

目 次

第1章 総 則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等	5
第4条 コンピュータ通信網サービスの種類	5
第5条 コンピュータ通信網サービスの品目等	5
第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等	6
第6条 コンピュータ通信網サービスの提供区域等	6
第4章 契 約	7
第1節 第I型コンピュータ通信網サービスに係る契約	7
第7条 契約の種別	7
第8条 契約の単位	7
第9条 契約者回線の終端	7
第10条 収容コンピュータ通信網サービス取扱所	7
第11条 第I型契約申込の方法	7
第12条 第I型契約申込の承諾	7
第13条 最低利用期間	8
第14条 種別の変更	8
第15条 品目の変更	8
第16条 通信又は保守の態様による細目の変更	9
第17条 契約者回線の移転	9
第18条 契約者回線の異経路	9
第19条 契約者回線の利用の一時中断	9
第20条 その他の契約内容の変更	9
第21条 第I型契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
第22条 第I型契約者が行う第I型契約の解除	9
第23条 当社が行う第I型契約の解除	10
第24条 その他の提供条件	10
第2節 第II型コンピュータ通信網契約に係る契約	11
第25条 契約の単位	11
第26条 取扱所内契約者回線の終端	11
第27条 取扱所内契約者回線の収容	11
第28条 第II型契約申込の方法	11
第29条 第II型契約申込の承諾	11
第30条 最低利用期間	12

第 31 条	取扱所内契約者回線の移転	1 2
第 32 条	取扱所内契約者回線の利用の一時中断	1 2
第 33 条	その他の契約内容の変更	1 2
第 34 条	その他の提供条件	1 2
第 3 節	第Ⅲ型コンピュータ通信網契約に係る契約	1 3
第 35 条	契約の種別	1 3
第 36 条	契約の単位	1 3
第 37 条	サービス区域	1 3
第 38 条	第Ⅲ型契約申込の方法	1 3
第 39 条	第Ⅲ型契約申込の承諾	1 3
第 40 条	最低利用期間	1 3
第 41 条	利用回線の移転	1 4
第 42 条	品目等の変更	1 4
第 43 条	その他の契約内容の変更	1 4
第 44 条	当社が行う第Ⅲ型契約の解除	1 4
第 45 条	その他の提供条件	1 5
第 5 章	付加機能	1 6
第 46 条	付加機能の提供	1 6
第 47 条	付加機能の利用の一時中断	1 6
第 6 章	端末設備の提供等	1 7
第 48 条	端末設備の提供	1 7
第 49 条	端末設備の移転	1 7
第 50 条	端末設備の利用の一時中断	1 7
第 7 章	回線相互接続	1 8
第 51 条	当社又は他社の電気通信回線の接続	1 8
第 52 条	他社接続契約者回線の相互接続	1 8
第 53 条	他社接続契約者回線接続変更	1 8
第 54 条	接続休止	1 8
第 55 条	相互接続点の所在場所等の掲示又は変更	1 9
第 8 章	利用中止及び利用停止	2 0
第 56 条	利用中止	2 0
第 57 条	利用停止	2 0
第 9 章	通 信	2 2
第 58 条	通信利用の制限	2 2
第 59 条	利用回線による制約	2 2

第10章 料金等	23
第1節 料金及び工事に関する費用	23
第60条 料金及び工事に関する費用	23
第2節 料金等の支払義務	24
第61条 定額利用料等の支払義務	24
第62条 手続に関する料金の支払義務	26
第63条 工事費の支払義務	26
第64条 線路設置費の支払義務	26
第65条 設備費の支払義務	27
第3節 料金の計算等	28
第66条 料金の計算等	28
第4節 割増金及び延滞利息	29
第67条 割増金	29
第68条 延滞利息	29
第5節 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	30
第69条 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	30
第11章 保 守	31
第70条 契約者の維持責任	31
第71条 契約者の切分責任	31
第72条 修理又は復旧の順位	31
第12章 損害賠償	33
第73条 責任の制限	33
第74条 免責	33
第13章 雑 則	34
第75条 承諾の限界	34
第76条 利用に係る契約者の義務	34
第77条 他人に使用させる場合の契約者の義務	34
第78条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	35
第79条 サービスの提供範囲等	35
第80条 技術的事項及び技術資料の閲覧	35
第81条 契約者からの通知	35
第82条 契約者の氏名等の通知	36
第83条 協定事業者からの通知	36
第84条 法令に規定する事項	36
第85条 閲覧	36
第14章 附帯サービス	37
第86条 附帯サービス	37
第87条 広報する経路情報の変更	37

別 記	3 8
1 コンピュータ通信網サービスの提供区域等	3 8
2 契約者の地位の継承	3 8
3 契約者の氏名等の変更	3 8
4 契約者回線等の設置場所の提供等	3 8
5 自営端末設備の接続	3 9
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	3 9
7 自営電気通信設備の接続	4 0
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	4 0
9 当社の維持責任	4 0
10 I Pアドレス又はJ Pドメイン名に係る申請手続きの代行等	4 0
11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	4 1
12 特定協定事業者	4 1
13 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い	4 1
14 インターネット接続事業者	4 2
15 新聞社等の基準	4 2
16 技術資料の項目	4 2
料 金 表	4 3
通 則	4 4
第1表 料金	4 6
第1 第I型契約に係るもの	4 6
第2 第II型契約に係るもの	7 2
第3 第III型契約に係るもの	7 8
第4 手続に関する料金	8 2
第2表 工事に関する費用	8 3
第1 工事費	8 3
第2 線路設置費	8 8
第3 設備費	9 0
第3表 附帯サービスに関する料金	9 1
料金表別表	9 3
1 削除	
2 第I型コンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のもの）の伝送速度	9 3
3 削除	
4 学校に限定した利用料の割引の適用	9 6
別 表	9 7
コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項	9 7
付 則	1 0 0

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、このコンピュータ通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりコンピュータ通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

2 前項のほか、当社は、コンピュータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。）以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 コンピュータ通信網サービス取扱所	コンピュータ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 コンピュータ通信網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりコンピュータ通信網サービスを提供する当社の事業所
7 取扱所交換設備	コンピュータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される遠隔集線装置を含みます。）
8 第I型契約	当社から第I型コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約（短期第I型契約となるものを除きます。）

用 語	用 語 の 意 味
9 第Ⅰ型契約者	当社と第Ⅰ型契約を締結している者
10 短期第Ⅰ型契約	1年未満の利用期間を指定して当社から第Ⅰ型コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
11 短期第Ⅰ型契約者	当社と短期第Ⅰ型契約を締結している者
12 第Ⅱ型契約	当社から第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
13 第Ⅱ型契約者	当社と第Ⅱ型契約を締結している者
14 第Ⅲ型契約	当社から第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
15 第Ⅲ型契約者	当社と第Ⅲ型契約を締結している者
16 コンピュータ通信網契約	第Ⅰ型契約、短期第Ⅰ型契約、第Ⅱ型契約又は第Ⅲ型契約
17 契約者	第Ⅰ型契約者、短期第Ⅰ型契約者、第Ⅱ型契約者又は第Ⅲ型契約者
18 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に定める登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20 特定協定事業者	協定事業者のうち、相互接続協定に基づき当社が協定事業者のサービス提供区間を合わせて料金を設定している協定事業者
21 他社接続契約者回線	相互接続点を介して、当社のコンピュータ通信網と相互に接続する電気通信回線のうち、その契約者の指定する場所と相互接続点の間に特定協定事業者が設置するもの
22 契約者回線	コンピュータ通信網サービスの提供を受けるために、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
23 第1種契約者回線	当社が設置する契約者回線
24 第2種契約者回線	他社接続契約者回線との相互接続により設置する契約者回線（利用回線に係る契約者回線を除きます。）

用 語	用 語 の 意 味
25 利用回線	相互接続点を介して、当社のコンピュータ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、特定協定事業者のDSL等接続専用サービスに係る契約に基づいて設置されるもの
26 取扱所内契約者回線	コンピュータ通信網サービス取扱所に設置される取扱所交換設備と、その取扱所交換設備のあるコンピュータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます）
27 収容コンピュータ通信網サービス取扱所	その契約者回線及び取扱所内契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているコンピュータ通信網サービス取扱所
28 JPドメイン名	日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）によって割り当てられる名称
29 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス(IPv4およびIPv6)
30 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
31 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が設置する端末設備
32 端末設備	契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
33 回線終端装置	第1種契約者回線及び取扱所内契約者回線の終端の地点に当社が設置する装置
34 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
35 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
36 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用端末回線等の接続の技術的条件
37 収容区域	1のコンピュータ通信網サービス取扱所に契約者回線及び取扱所内契約者回線を収容する区域
38 加入区域	1のコンピュータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域
39 区域外	1のコンピュータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの

用 語	用 語 の 意 味
40 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等

(コンピュータ通信網サービスの種類)

第4条 コンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第Ⅰ型コンピュータ通信網サービス	契約者回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービス (第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスを除きます。)
第Ⅱ型コンピュータ通信網サービス	取扱所内契約者回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービス
第Ⅲ型コンピュータ通信網サービス	利用回線に係る契約者回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービス

(コンピュータ通信網サービスの品目等)

第5条 コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

(コンピュータ通信網サービスの提供区域等)

第6条 当社のコンピュータ通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契 約

第1節 第I型コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の種別)

第7条 第I型コンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合、その定めるところによります。

- (1) 第I型契約
- (2) 短期第I型契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線(利用回線に係る契約者回線を除きます。以下この節において同じとします。)1回線ごとに1の第I型契約(短期第I型契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。この場合、第I型契約者(短期第I型契約者を含みます。以下同じとします。)は、1の第I型契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、第I型契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の契約者回線の終端に係る地点を定めるときは、第I型契約者と協議します。

(收容コンピュータ通信網サービス取扱所)

第10条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるコンピュータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に收容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、收容コンピュータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(第I型契約申込の方法)

第11条 第I型契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第I型コンピュータ通信網サービスの種別、品目、及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他第I型コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第I型契約申込の承諾)

第12条 当社は、第I型契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、短期第 I 型契約の申込みがあった場合は、申込みのあった短期第 I 型コンピュータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その短期第 I 型契約の申込みを承諾します。
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 I 型契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 第 I 型契約の申込みをした者が、第 I 型コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第 2 種契約者回線に係る契約の申込にあつては、当社が設置する回線と他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 13 条 第 I 型コンピュータ通信網サービスについては、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第 I 型コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 3 第 I 型契約者（短期第 I 型契約者を除きます。）は、前項の最低利用期間内に第 I 型契約の解除又は第 I 型コンピュータ通信網サービスの品目、料金表第 1 表（料金）に定める通信又は保守の態様による細目の変更、及び契約者回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

(種別の変更)

第 14 条 契約者は、短期第 I 型契約から、第 I 型契約への場合に限り、契約の種別の変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（第 I 型契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第 15 条 第 I 型契約者は、第 I 型コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（第 I 型契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(通信又は保守の態様による細目の変更)

第 16 条 第 I 型契約者は、その第 1 種契約者回線（短期第 I 型契約に基づいて設置されるものを除きます。）について、通信又は保守の態様による細目の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（第 I 型契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 17 条 第 I 型契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点と相互接続点以外の地点との間の移転については、この限りではありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 12 条（第 I 型契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第 18 条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第 I 型契約者（短期第 I 型契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第 19 条 当社は、第 I 型契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

第 20 条 当社は、契約者から請求があったときは、第 11 条（第 I 型契約申込の方法）第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条（第 I 型契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第 I 型契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 21 条 第 I 型契約者が第 I 型契約に基づいて第 I 型コンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(第 I 型契約者が行う第 I 型契約の解除)

第 22 条 第 I 型契約者は、第 I 型契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第 I 型契約の解除)

第 23 条 当社は、第 57 条（利用停止）の規定により利用停止をされた契約者回線について、第 I 型契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約者回線等に係る第 I 型契約を解除することがあります。

2 当社は、第 I 型契約者が第 57 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第 I 型コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第 I 型契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その第 I 型契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 I 型契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 24 条 第 I 型契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第2節 第Ⅱ型コンピュータ通信網契約に係る契約

(契約の単位)

第25条 当社は、取扱所内契約者回線1回線ごとに1の第Ⅱ型契約を締結します。この場合、第Ⅱ型契約者は、1の第Ⅱ型契約につき1人に限ります。

(取扱所内契約者回線の終端)

第26条 当社は、コンピュータ通信網取扱所内において、配線盤等を設置し、これを取扱所内契約者回線の終端とします。

(取扱所内契約者回線の収容)

第27条 取扱所内契約者回線は、その取扱所内契約者回線の終端のあるコンピュータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のコンピュータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備への収容の変更を行うことがあります。

(第Ⅱ型契約申込の方法)

第28条 第Ⅱ型契約の申込みをするときは、次の掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの品目
- (2) 取扱所内契約者回線の終端の場所
- (3) その他第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第Ⅱ型契約申込の承諾)

第29条 当社は、第Ⅱ型契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第Ⅱ型契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第Ⅱ型契約の申込みをした者が、第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第30条 第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第Ⅱ型契約者は、前項の最低利用期間内に第Ⅱ型契約の解除又は第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(取扱所内契約者回線の移転)

第31条 第Ⅱ型契約者は、取扱所内契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第29条(第Ⅱ型契約申込の承諾)の規定に準じて取扱います。

(取扱所内契約者回線の利用の一時中断)

第32条 当社は、第Ⅱ型契約者から請求があったときは、取扱所内契約者回線の利用の一時中断(その取扱所内契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第33条 当社は、契約者から請求があったときは、第28条(第Ⅱ型契約申込の方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第29条(第Ⅱ型契約の申込の承諾)の規定に準じて取扱います。

(その他の提供条件)

第34条 品目の変更、権利の譲渡の禁止、第Ⅱ型契約者が行う第Ⅱ型契約の解除及び当社が行う第Ⅱ型契約の解除に関する取扱いについては、第Ⅰ型契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第Ⅱ型契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第3節 第Ⅲ型コンピュータ通信網契約に係る契約

(契約の種別)

第35条 第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスに係る契約については、1月間未満の期間を指定して当社から、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約は締結しません。

(契約の単位)

第36条 当社は、利用回線1回線ごとに1の第Ⅲ型契約を締結します。この場合、第Ⅲ型契約者は、1の第Ⅲ型契約につき1人に限ります。

(サービス区域)

第37条 第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスは、特定協定事業者のDSL等接続専用サービスの提供区域のうち、当社が別に定める区域をサービス区域とします。

(第Ⅲ型契約申込の方法)

第38条 第Ⅲ型契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの品目
- (2) 利用回線に係る終端の場所
- (3) その他第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第Ⅲ型契約申込の承諾)

第39条 当社は、第Ⅲ型契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第Ⅲ型契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その利用回線に係る終端の場所が第Ⅲ型コンピュータ通信網サービス区域外となるとき。
- (2) 第Ⅲ型契約の申込みをした者が、利用回線について特定協定事業者と契約をしている者と同一の者とならないとき。
- (3) 第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 第Ⅲ型契約の申込みをした者が、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) その利用回線とコンピュータ通信網との相互接続に関し、その利用回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込み内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第40条 第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。

3 第Ⅲ型契約者は、前項の最低利用期間内に第Ⅲ型契約の解除、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの品目又は通信の態様による区別の変更及び第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（利用回線の移転）

第41条 第Ⅲ型契約者は、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の移転の場合には、その内容を事前にコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の相互接続点の所在場所に変更を行う必要が生じたときは、当社は、その移転後の利用回線の相互接続点の所在場所が第37条（サービス区域）に定めるサービス区域にある場合に限り、その変更を行います。

（品目等の変更）

第42条 第Ⅲ型契約者は、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様による細目の変更の請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第39条（第Ⅲ型契約の申込の承諾）の規定に準じて取扱います。

（その他の契約内容の変更）

第43条 当社は、第Ⅲ型契約者から請求があったときは、第38条（第Ⅲ型契約申込の方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第39条（第Ⅲ型契約の申込の承諾）の規定に準じて取扱います。

（当社が行う第Ⅲ型契約の解除）

第44条 当社は、次の場合には、その第Ⅲ型契約を解除することがあります。

(1) 第57条（利用停止）の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第Ⅲ型契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 利用回線に係る第Ⅲ型契約者と特定協定事業者との契約が解除されたとき。

(3) 利用回線に係る相互接続協定の解除、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、特定協定事業者の第1種電気通信事業の休止又は利用回線の相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止等により、第Ⅲ型契約者が第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスを利用できなくなったとき。

2 当社は、第Ⅲ型契約者が第57条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第Ⅲ型契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第Ⅲ型契約を解除しようとするときは、あらかじめ第Ⅲ型契約者にそのことを通知します

(その他の提供条件)

第45条 コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第Ⅲ型契約者が行う契約の解除に関する取扱いについては、第Ⅰ型契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第Ⅲ型契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第46条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)の定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第47条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第48条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線又は取扱所内契約者回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第49条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第50条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第51条 契約者は、その契約者回線及び取扱所内契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線及び取扱所内契約者回線と当社若しくは当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続契約者回線の相互接続)

第52条 当社は、他社接続契約者回線と接続するコンピュータ通信網契約の申込みを承諾したときは、その他社接続契約者回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続契約者回線との接続を行います。

(他社接続契約者回線接続変更)

第53条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続契約者回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続契約者回線以外の他社接続契約者回線への接続の変更（以下「他社接続契約者回線接続変更」と言います。）を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（第I型契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第54条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除、相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止又は利用回線の相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止等により、契約者が当社のコンピュータ通信網サービスを利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのコンピュータ通信網サービスについて、接続休止とします。

ただし、そのコンピュータ通信網サービスについて、契約者から契約者回線の利用の一時中断又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、そのコンピュータ通信網サービスについて接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

- 3 そのコンピュータ通信網サービスの接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのコンピュータ通信網契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、そのコンピュータ通信網サービスに係る契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所等の掲示又は変更)

第 55 条 当社は、相互接続点の所在場所等について、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所に掲示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第8章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第56条 当社は、次の場合には、コンピュータ通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第55条（相互接続点の所在場所等の掲示又は変更）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第58条（通信利用の制限）の規定により、コンピュータ網通信サービスの利用を中止するとき。
- (4) 第41条（利用回線の移転）の規定により、利用回線の相互接続点の所在を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第57条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのコンピュータ通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったコンピュータ通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第76条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線及び取扱所内契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 契約回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、コンピュータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

- 3 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてコンピュータ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

第9章 通 信

(通信利用の制限)

第58条 当社は、コンピュータ通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に係る契約者回線又は取扱所内契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(利用回線による制約)

第59条 第Ⅲ型契約者は、その利用回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより、利用回線を利用することができない場合においては、その利用回線による第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスを利用することはできません。

2 前項の規定によるほか、利用回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。

第10章 料 金 等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第60条 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの料金は、定額利用料等及び手続に関する料金とし、料金表第1表（料金）の定めるところによります。

2 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）の定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する定額利用料等は、当社が提供するコンピュータ通信網サービスの態様に応じて、定額利用料、加算額及び付加機能使用料等を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料等の支払義務)

第61条 契約者は、その契約に基づいて当社がコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日（端末設備又は付加機能の提供については提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（端末設備又は付加機能については廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する定額利用料等を支払っていただきます。

ただし、協定事業者の提供するインターネット接続サービスの契約に基づき、当社のコンピュータ通信網サービスの提供を受けるために契約を締結した者は、定額利用料等の支払いを要しません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料等の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額利用料等を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき

イ 利用停止があったとき

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除き、コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄若しくは3欄に該当する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態になる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金

<p>3 契約者回線等の移転又は他社接続契約者回線接続変更に伴って、コンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりコンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
---	---

3 第1項の期間において、契約者がコンピュータ通信網サービスと相互に接続する他社接続契約者回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 他社接続契約者回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続契約者回線に係る契約者に帰する事由により、契約者が他社接続契約者回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのコンピュータ通信網サービスに係る料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 契約者の責めによらない理由により、その他社接続契約者回線と相互に接続するコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その他社接続契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき（DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
<p>2 コンピュータ通信網サービスと相互に接続する他社接続契約者回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
<p>3 コンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき</p>	<p>コンピュータ通信網サービスの接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金</p>

4 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める定額利用料等の扱いについて、料金表第1表（料金）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 6 特定協定事業者との相互接続に係る料金の支払義務については、前5項の規定にかかわらず、第5節（特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等）に規定するところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第62条 契約者は、コンピュータ通信網契約に係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第63条 契約者は、コンピュータ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第64条 第I型契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、第1種契約者回線の設置等の工事の着手前にその解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 第1種契約者回線の終端が区域外となる第I型契約申込みをし、その承諾を受けたとき。
- (2) 第1種契約者回線の終端が区域外にある第1種契約者回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の第1種契約者回線の終端が区域外となる第1種契約者回線の移転（移転後の第1種契約者回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (4) 短期第I型契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、第Ⅰ型契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における第Ⅰ種契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第 65 条 契約者は、次の場合には、料金表第 2 表第 3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

- (1) 異経路の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要するコンピュータ通信網サービスの申込み（コンピュータ通信網サービスの品目の変更、第Ⅰ種契約者回線の移転の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたとき。

ただし、第Ⅰ種契約者回線の設備等の工事の着手前にその解除等があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第66条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第67条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

(延滞利息)

第68条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第69条 他社接続契約者回線のうち、別記12に定める特定協定事業者との相互接続に係る他社接続契約者回線の料金は、当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

2 前項の場合において、当社及び特定協定事業者並びにその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記13に定めるところによります。

第 11 章 保 守

(契約者の維持責任)

第 70 条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 71 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、コンピュータ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第 72 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 58 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその収容コンピュータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第73条 当社は、コンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第61条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより損害を賠償する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態になる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第61条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのコンピュータ通信網サービスに係る料金額（そのコンピュータ通信網サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりコンピュータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

(免責)

第74条 当社は、コンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（コンピュータ通信網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑 則

(承諾の限界)

第75条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が他社接続契約者回線に係るものである場合は、その他社接続契約者回線の協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第76条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、又は法令に反する態様でコンピュータ通信網サービスを利用しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第77条 契約者は、そのコンピュータ通信網サービスを契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのコンピュータ通信網サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、そのコンピュータ通信網サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、そのコンピュータ通信網サービスを使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのコンピュータ通信網サービスを使用する者の設備に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第70条 (契約者の維持責任)
- イ 第71条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記5 (自営端末設備の接続)
- エ 別記6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記7 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第78条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4にさだめるところによります。

(サービスの提供範囲等)

第79条 コンピュータ通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が別に定めるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第80条 コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において、コンピュータ通信網サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者からの通知)

第81条 契約者は、他社接続契約者回線について、第11条(第I型契約申込の方法)及び第38条(第III型契約申込の方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容についてすみやかに通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 他社接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 他社接続契約者回線に係る契約の解除

(契約者の氏名等の通知)

第 82 条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とコンピュータ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 83 条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第 84 条 コンピュータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記 5 から別記 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 85 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第86条 コンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10に定めるところによります。

(広報する経路情報の変更)

第87条 契約者は、経路情報を交換する機能を利用している契約者回線又は取扱所内契約者回線を介して当社へ広報する経路情報に変更があるときは、その内容をすみやかに契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

別 記

別記

1 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

当社のコンピュータ通信網サービスは、次に掲げる県の区域における相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）、相互接続点と契約者回線の終端との間、又は契約者回線の終端相互間において提供します。（取扱所内契約者回線の扱いについては、契約者回線の規定に準ずるものとし、以下この別記において同じとします。）

県の区域
広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県

ただし、プラン1タイプ2コース5の提供区域は広島市とその周辺になります。

2 契約者の地位の継承

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線の設置場所を提供することがあります。
- (2) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (3) 当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条第 2 項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担当者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担当者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更した時についても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、そ

の自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

10 IP アドレス又は JP ドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）

又は JPRS にその契約者回線で使用する IP アドレスの割当て若しくは返却又は JP ドメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、契約者は、JPNIC 又は JPRS に対して支払いを要することとなる金額について当社が代行弁済することを承諾していただきます。

(2) (1)の場合、契約者は、当社が別に定める申請手数料を支払っていただきます。

(3) 契約者は、その契約者回線において当社が管理指定事業者（JPRS と JP ドメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約を締結し、JP ドメイン名に関する業務を行う者）となっている JP ドメイン名を利用している場合は、当社が別に定める JP ドメイン名維持管理料を支払っていただきます。

(4) 契約者は、その契約者回線に割当てた IP アドレスの維持管理料として、当社が別に定める IP アドレス維持管理料を支払っていただきます。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、コンピュータ通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

12 特定協定事業者

当社は、次表に掲げる協定事業者を特定協定事業者として取り扱います。

協定事業者
西日本電信電話株式会社

13 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い

(1) 特定協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限ります。）は、当社が設置する回線と他社接続契約者回線（その他社接続契約者回線を介して接続されている他の特定協定事業者の電気通信回線（事業法施行規則第3条第2項に定める専用役務に係るものに限ります。）を含みます。）とを合わせて定めるものとし、具体的な取扱いは、次表のとおりとします。

特定協定事業者	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金に関するその他の取扱い
西日本電信電話株式会社	当社	当社	この約款に定めるところによります。

(2) (1)の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に規定する加算額（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものを除きます。）及び料金表に別段の定めがある料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

14 インターネット接続事業者

株式会社インターネットイニシアティブ
KDD I 株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
日本インターネットエクスチェンジ株式会社
インターネットマルチフィード株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
株式会社UCOM

15 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件
(2) 電気的条件
(3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料 金 表

目 次

通 則	4 4
第 1 表 料 金	4 6
第 1 第 I 型契約に係るもの	4 6
1 適用	4 6
2 料金額	5 7
(1) 定額利用料	5 7
(2) 加算額	6 8
(3) 付加機能使用料	6 9
第 2 第 II 型契約に係るもの	7 2
1 適用	7 2
2 料金額	7 4
(1) 定額利用料	7 4
(2) 加算額	7 5
(3) 付加機能使用料	7 6
第 3 第 III 型契約に係るもの	7 8
1 適用	7 8
2 料金額	7 9
(1) 定額利用料	7 9
(2) 加算額	7 9
(3) 付加機能使用料	8 0
第 4 手続きに関する料金	8 2
第 2 表 工事に関する費用	8 3
第 1 工事費	8 3
1 適 用	8 3
2 工事費の額	8 6
第 2 線路設置費	8 8
1 適 用	8 8
2 線路設置費の額	8 9
第 3 設備費	9 0
1 適 用	9 0
2 設備費の額	9 0
第 3 表 附帯サービスに関する料金	9 1
1 料金額	9 1
料金表別表	
1 削除	
2 第 1 型コンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のもの）の伝送速度	9 3
3 削除	
4 学校に限定した利用料の割引の適用	9 6

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのコンピュータ通信網契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下料金表において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日コンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備及び付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日契約の解除（端末設備又は付加機能についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にコンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備及び付加機能についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（端末設備又は付加機能についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日コンピュータ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第 61 条（定額利用料等の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 3 2 の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。この場合、第 61 条第 2 項の表の 1 欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5 及び 6 の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2 か月分以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

9 第61条(定額利用料等の支払義務)から第65条(設備費の支払義務)までの規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

11 当社は料金等の減免を行ったときは、関係のコンピュータ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます）

第1 第I型契約に係るもの

1 適用

区 分	内 容																																								
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、第I型コンピュータ通信網サービスの提供区域について、収容区域及び加入区域を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その他の社会的経済的諸条件、コンピュータ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮して設定します。</p>																																								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="470 763 1374 1646"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 763 671 808"></th> <th data-bbox="671 763 863 808">品 目</th> <th data-bbox="863 763 1374 808">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 808 671 1435" rowspan="13">高速デジタル方式のもの</td> <td data-bbox="671 808 863 853" rowspan="7">第1種契約者回線により提供するもの</td> <td data-bbox="863 808 1374 853">128kb/s</td> <td data-bbox="863 808 1374 853">128kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 853 1374 898">192kb/s</td> <td data-bbox="863 853 1374 898">192kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 898 1374 943">256kb/s</td> <td data-bbox="863 898 1374 943">256kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 943 1374 987">384kb/s</td> <td data-bbox="863 943 1374 987">384kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 987 1374 1032">512kb/s</td> <td data-bbox="863 987 1374 1032">512kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1032 1374 1077">768kb/s</td> <td data-bbox="863 1032 1374 1077">768kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1077 1374 1122">1Mb/s</td> <td data-bbox="863 1077 1374 1122">1.152Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1122 863 1167">1.5Mb/s</td> <td data-bbox="863 1122 1374 1167">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1167 863 1211">標準タイプ</td> <td data-bbox="863 1167 1374 1211">1.536Mb/s の符号伝送が可能なものであってライトタイプ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1211 863 1256">ライトタイプ</td> <td data-bbox="863 1211 1374 1256">昼間は1.536Mb/s、夜間・深夜・早朝は256kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1256 863 1301">3Mb/s</td> <td data-bbox="863 1256 1374 1301">3.072Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1301 863 1346">4.5Mb/s</td> <td data-bbox="863 1301 1374 1346">4.608Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1346 863 1391">6Mb/s</td> <td data-bbox="863 1346 1374 1391">6.144Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1435 671 1646" rowspan="3">第2種契約者回線により提供するもの</td> <td data-bbox="671 1435 863 1480">1.5Mb/s</td> <td data-bbox="863 1435 1374 1480">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1480 863 1525">標準タイプ</td> <td data-bbox="863 1480 1374 1525">1.536Mb/s の符号伝送が可能なものであってライトタイプ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1525 863 1570">ライトタイプ</td> <td data-bbox="863 1525 1374 1570">昼間は1.536Mb/s、夜間・深夜・早朝は256kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>				品 目	内 容	高速デジタル方式のもの	第1種契約者回線により提供するもの	128kb/s	128kb/s の符号伝送が可能なもの	192kb/s	192kb/s の符号伝送が可能なもの	256kb/s	256kb/s の符号伝送が可能なもの	384kb/s	384kb/s の符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kb/s の符号伝送が可能なもの	768kb/s	768kb/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1.152Mb/s の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	—	標準タイプ	1.536Mb/s の符号伝送が可能なものであってライトタイプ以外のもの	ライトタイプ	昼間は1.536Mb/s、夜間・深夜・早朝は256kb/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3.072Mb/s の符号伝送が可能なもの	4.5Mb/s	4.608Mb/s の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6.144Mb/s の符号伝送が可能なもの	第2種契約者回線により提供するもの	1.5Mb/s	—	標準タイプ	1.536Mb/s の符号伝送が可能なものであってライトタイプ以外のもの	ライトタイプ	昼間は1.536Mb/s、夜間・深夜・早朝は256kb/s の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																							
高速デジタル方式のもの	第1種契約者回線により提供するもの	128kb/s	128kb/s の符号伝送が可能なもの																																						
		192kb/s	192kb/s の符号伝送が可能なもの																																						
		256kb/s	256kb/s の符号伝送が可能なもの																																						
		384kb/s	384kb/s の符号伝送が可能なもの																																						
		512kb/s	512kb/s の符号伝送が可能なもの																																						
		768kb/s	768kb/s の符号伝送が可能なもの																																						
		1Mb/s	1.152Mb/s の符号伝送が可能なもの																																						
	1.5Mb/s	—																																							
	標準タイプ	1.536Mb/s の符号伝送が可能なものであってライトタイプ以外のもの																																							
	ライトタイプ	昼間は1.536Mb/s、夜間・深夜・早朝は256kb/s の符号伝送が可能なもの																																							
	3Mb/s	3.072Mb/s の符号伝送が可能なもの																																							
	4.5Mb/s	4.608Mb/s の符号伝送が可能なもの																																							
	6Mb/s	6.144Mb/s の符号伝送が可能なもの																																							
第2種契約者回線により提供するもの	1.5Mb/s	—																																							
	標準タイプ	1.536Mb/s の符号伝送が可能なものであってライトタイプ以外のもの																																							
	ライトタイプ	昼間は1.536Mb/s、夜間・深夜・早朝は256kb/s の符号伝送が可能なもの																																							

イーサネット方式のもの	第1種契約者回線により提供するもの	1Mb/s から 1Mb/s ごとに 50Mb/s まで、 55Mb/s から 5Mb/s ごとに 100Mb/s まで、 110Mb/s から 10Mb/s ごとに 1Gb/s まで、 10Gb/s の品目	アカデミータイプを除く料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの
	アカデミータイプ [°] (5Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s まで及び 20Mb/s、 30Mb/s、 40Mb/s、 50Mb/s の品目)	5Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s まで及び 20Mb/s、30Mb/s、40Mb/s、50Mb/s の符号伝送が可能であって、料金表別表4の規定が適用可能なもの	

備考

- 第I型コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点を含みます。）及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 当社は、品目の変更について高速デジタル方式のもの品目相互間、及びイーサネット方式のもの品目相互間に限り提供します。
- 昼間及び夜間・深夜・早朝とは次の時間帯をいいます。

区 分	時 間 帯
昼間	午前7時から午後8時までの間
夜間・深夜・早朝	午後8時から午前7時までの間

- 品目が高速デジタル方式のものにおける1.5Mb/sの品目のうち、デイトタイプのもの及びイーサネット方式のものにおけるアカデミータイプの品目については、料金表別表4に規定する学校に限定した利用料の割引の適用による場合にのみ適用します。

(3) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による区別

(ア) 電気通信設備による区別

区 別	内 容
クラス1	クラス2以外のもの

クラス2	コンピュータ通信網サービス取扱所に係る電気通信設備において、通信が輻輳した場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの
------	---

備考

- 1 電気通信設備による区別は、品目が高速デジタル方式のものにあります。ただし、品目がイーサネット方式のものについては、クラス1に限り提供します。
- 2 当社は、電気通信設備による区別の変更は提供しません。
- 3 高速デジタル方式のもので4.5Mb/sの品目については、クラス1に限り提供します。

(イ) 削除

(ウ) サービスプランによる区別

区 別	内 容
プラン1	プラン2以外のもの
プラン2	I Pアドレスの数が当社が別に定める数を超えて利用することができないもの。

備 考

- 1 品目が高速デジタル方式のものであってプラン2のものについては、1.5Mb/sの品目に限り提供します。
- 2 削除
- 3 第2種契約者回線に係る契約においては、クラス2のものであってプラン2のものに限り提供します。
- 4 短期第1型契約においては、クラス2のものであってプラン1のものに限り提供します。
- 5 品目が1.5Mb/sのものにおける標準タイプ、デイトタイプとの区別はクラス2のものであってプラン2のものにあります。
- 6 クラス1のものおよびクラス2のものであってプラン1のものにおける1.5Mb/sの品目については、標準タイプ相当のものに限り提供します。
- 7 品目がイーサネット方式のものであって、プラン2のものについては、端末側インタフェースの通信モードは10Mb/s 半二重設定に限り提供します。(ただし、当社が回線接続装置を提供しない場合は、プラン1のものに限り提供します。)
- 8 品目がイーサネット方式のものであって、プラン2のものについては、1Mb/s～5Mb/s、10Mb/s 及びアカデミータイプ10Mb/sの品目に限り提供します。

(エ) 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
IPv4 タイプ	その契約にかかる通信のプロトコルに IPv4 プロトコルを利用するもの
IPv4/IPv6 タイプ	その契約にかかる通信のプロトコルに IPv6 及び IPv4 プロトコルを利用するもの。ただし、IPv6 プロトコルのみの利用は行わないものとする。
備考 1 通信プロトコルによる区別は、品目がイーサネット方式のものであって、プラン1のものに限り提供します。 2 IPv6 プロトコルに係る IP アドレスに係る IP アドレスの付与等については当社が別に定めるところによります。	

イ 保守の態様（サービスクラス）による区別

(ア) 高速デジタル方式のもの

区 別	内 容
通常クラス	エコノミークラス以外のもの
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの

備 考

- 1 サービスクラスによる区別は、第1種契約者回線の1.5Mb/sの品目のものにあります。
- 2 契約者は、第1種契約者回線の1.5Mb/sの品目について、サービスクラスの変更を請求することができます。
- 3 第2種契約者回線は、エコノミークラスのものに限り提供します。
- 4 クラス2のものであってプラン1のものについては、通常クラスのものに限り提供します。
- 5 クラス2のものであってプラン2のものについては、エコノミークラスのものに限り提供します。
- 6 品目が高速デジタル方式のものにおける1.5Mb/sの品目のうち、デイトタイプのものについては、コンピュータ通信網サービス取扱所の営業時間外に、その回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理復旧を行います。
- 7 (1) 第1種契約者回線の1.5Mb/sの品目であって、サービスクラスがエコノミークラスに係るコンピュータ通信網契約者が指定することができる第1種契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス取扱所の収容区域内に限りします。
(2) 当社は、(1)に規定する第1種契約者回線(1.5Mb/sのエコノミークラスに限りします。)の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。
- 8 短期第I型契約は、通常クラスのものに限りします。
- 9 営業時間は、休日(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日)をいいます。以下この欄において同じとします。)を除く毎日午前9時から午後5時30分までの時間とします。(ただし、第2種契約者回線に係る品目であって、1.5Mb/sのデイトタイプの場合の営業時間は、休日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間とします。)

(イ) 削除

ウ 料金の適用方法による細目

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2及びタイプ3以外のもの
タイプ2	当社が測定した利用速度に基づいて算定した利用料の支払いを要し、契約者回線からの発信または契約者回線への着信いずれか多い方の利用速度を算定の対象とするものであって、タイプ3以外のもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="483 226 879 696">タイプ3</td> <td data-bbox="879 226 1369 696">当社が測定した利用速度に基づいて算定した利用料の支払いを要し、契約者回線からの発信または契約者回線への着信いずれか多い方の利用速度を算定の対象とするものであって、網内通信（契約者回線（タイプ3のものであって、第I型契約者の承諾が得られているものに限ります）の終端相互間の通信をいいます。以下同じとします。）とインターネット接続通信（網内通信以外の通信をいいます。以下同じとします。）の利用速度を別に測定するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="483 696 1369 992"> 備考 1 料金の適用方法による細目は、イーサネット方式のものに限り適用します。 2 タイプ2については、プラン1のものに限り提供します。 3 タイプ2については、2（料金額）に規定するコースの区別があります。 4 タイプ3については、プラン1のものであって、100Mb/s 及び1Gb/s の品目のものに限り提供します。 </td> </tr> </table>	タイプ3	当社が測定した利用速度に基づいて算定した利用料の支払いを要し、契約者回線からの発信または契約者回線への着信いずれか多い方の利用速度を算定の対象とするものであって、網内通信（契約者回線（タイプ3のものであって、第I型契約者の承諾が得られているものに限ります）の終端相互間の通信をいいます。以下同じとします。）とインターネット接続通信（網内通信以外の通信をいいます。以下同じとします。）の利用速度を別に測定するもの	備考 1 料金の適用方法による細目は、イーサネット方式のものに限り適用します。 2 タイプ2については、プラン1のものに限り提供します。 3 タイプ2については、2（料金額）に規定するコースの区別があります。 4 タイプ3については、プラン1のものであって、100Mb/s 及び1Gb/s の品目のものに限り提供します。			
タイプ3	当社が測定した利用速度に基づいて算定した利用料の支払いを要し、契約者回線からの発信または契約者回線への着信いずれか多い方の利用速度を算定の対象とするものであって、網内通信（契約者回線（タイプ3のものであって、第I型契約者の承諾が得られているものに限ります）の終端相互間の通信をいいます。以下同じとします。）とインターネット接続通信（網内通信以外の通信をいいます。以下同じとします。）の利用速度を別に測定するもの						
備考 1 料金の適用方法による細目は、イーサネット方式のものに限り適用します。 2 タイプ2については、プラン1のものに限り提供します。 3 タイプ2については、2（料金額）に規定するコースの区別があります。 4 タイプ3については、プラン1のものであって、100Mb/s 及び1Gb/s の品目のものに限り提供します。							
(4) タイプ2の利用料の適用	第I型コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のタイプ2の利用料は、この表の(6)の規定に基づき測定した利用速度（以下この欄において「利用速度」といいます。）が最低利用速度を超えない場合は基本料のみを適用し、利用速度が最低利用速度を超える場合には最低利用速度を超えた利用速度に対応する従量加算料と基本料を合算したものを適用します。						
(5) タイプ3の利用料の適用	第I型コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のタイプ3の利用料は、この表の(6)の規定に基づき、網内通信とインターネット接続通信を別に測定した利用速度に対応するインターネット接続通信及び網内通信の従量利用料と基本料を合算したものを適用します。						
(6) 利用速度の測定等	<p>ア 第I型コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のタイプ2及びタイプ3に係る利用速度は、次の表に定める最大発信速度及び最大着信速度とし、当社の機器により測定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1503 724 1541">区 分</th> <th data-bbox="724 1503 1369 1541">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1541 724 1686">最大発信速度</td> <td data-bbox="724 1541 1369 1686">測定対象期間において、契約者回線の終端からの発信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1686 724 1827">最大着信速度</td> <td data-bbox="724 1686 1369 1827">測定対象期間において、契約者回線の終端への着信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	最大発信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端からの発信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値	最大着信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端への着信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
区 分	内 容						
最大発信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端からの発信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
最大着信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端への着信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						

	<p>イ アの表に規定する測定対象期間は、暦月の初日から末日までとします。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(ア) 暦月の初日以外の日に利用の開始があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。</p> <p>(イ) 暦月の末日以外の日に利用の終了があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。</p> <p>ウ 当社は、利用速度に 1Mb/s 未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p>
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第 I 型コンピュータ通信網サービスには、短期第 I 型契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第 I 型契約者は、前項の最低利用期間内に第 I 型契約の解除があった場合は、第 61 条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（定額利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第 I 型契約者は、最低利用期間内に第 I 型コンピュータ通信網サービスの品目、若しくはサービスクラスによる区別の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）又は第 1 種契約者回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残余の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>
(8) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第 I 型契約者（クラス 1 に係る第 I 型契約者（プラン 2 に係るもの及びイーサネット方式に係るものを除きます。））に限ります。以下この欄およびこの表の (10) 欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その第 I 型コンピュータ通信網サービス（クラス 1 に係るもの（プラン 2 に係るものを除きます。））に限ります。以下この欄およびこの表の (10) 欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その第 I 型契約（クラス 1 に係るもの（プラン 2 に係るもの及びイーサネット方式に係るものを除きます。））に限ります。以下この欄およびこの表の (10) 欄において同じとします。）に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第 71 条（契約者の切分責任）の規定によりその第 I 型契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。））とします。）から起算して 30 分以上その状態が連続したときは、その第 I 型契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）をお返しします。ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は、第 61 条（定額利用料等の支払義務）第 2 項の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第 56 条（利用中止）第 1 項の規定により、第 I 型コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第 I 型契約者に通知したとき。</p>

(イ) その第 I 型契約者の責めによらない理由が別記 1 に定める区域以外において生じたものとき。

イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第 I 型コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における 2 (料金額) の (1) に規定する定額利用料の額 (この表の (1) 欄から (7) 欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。) 及び (2) に規定する加算額の合計額 (以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。) に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30 分以上 1 時間未満	1 / 90
1 時間以上 1 2 時間未満	1 / 30
1 2 時間以上 2 4 時間未満	1 / 10
2 4 時間以上 7 2 時間未満	1 / 5
7 2 時間以上	1

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の (ア) 又は (イ) の規定により算出した料金額 (以下「故障回復時間返還上限額」といいます。) を上限としてお返しします。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるその第 I 型契約に係る定額利用料及び加算額 (故障回復時間返還基準額に係るもの (その暦月において料金表通則 2 の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の 2 及び 3 の規定に基づき算出した額とします。) に限ります。) の額 (第 61 条 2 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。)

(イ) その暦月が第 I 型コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その第 I 型コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ (ア) の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その第 I 型コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が 1 の暦月 (ウの (イ) の規定に該当する場合は、その規定に係る 2 の暦月とします。以下この欄において同じとします。) において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額をお返しします。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額をお返しします。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の (9) 欄又は (10) 欄の規定による料金の返還を 1 の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(10) 欄の規定に定めるところによります。

<p>(9) サービス品質 (遅延時間)に 係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別記1に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その1のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。)の暦月単位での平均時間が2の暦月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する2の暦月のうち最終暦月における第I型コンピュータ通信網サービス(クラス1に係るものであってその2の暦月を連続して当社が提供しているものに限り、)の定額利用料(この表の(1)欄から(7)欄までの適用又は料金表通則の2の規定(第61条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に1/30を乗じて得た額(以下「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第I型契約者(クラス1に係る第I型契約者に限り、)にお返しします。</p> <p>ただし、その第I型コンピュータ通信網サービス(クラス1に係るものに限り、)について、その2の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月において、この表(8)欄又は(10)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(10) サービス品質 (故障通知時間)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社の設置した第I型契約に係る電気通信設備の故障又は滅失(以下この欄において「故障等」といいます。)について当社が知った場合であって、第I型契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第I型契約者があらかじめ指定した連絡先(当社が第I型契約者との協議により定めたものに限り、)に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における2(料金額)の(1)に規定する定額利用料(この表の(1)欄から(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。)に、1/30を乗じて得た額(以下「故障通知時間返還料金額」といいます。)をその第I型契約者にお返しします。</p> <p>ただし、次の場合にはこの限りではありません。</p> <p>(ア) その故障等を当社が知った時点において、その第I型コンピュータ通信網サービスについて利用中止又は利用停止としているとき。</p> <p>(イ) 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知ができないとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障通知時間返還上限額」といいます。)を上限としてお返しします。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p>その暦月におけるその第I型契約に係る定額利用料(故障通知時間返還基準額に係るもの(その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。)に限り、)の額(第61条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。)</p>

	<p>(イ) その暦月が第 I 型コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その第 I 型コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>ウ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して 30 分以内にその故障等をその第 I 型契約者に通知しなかった場合が 1 の暦月（イの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る 2 の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額をお返しします。 ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額をお返しします。</p> <p>エ この表の(8)欄から(10)欄までの規定による料金の返還のいずれかを 1 の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額をお返しします。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額をお返しします。</p>
(11) 第 1 種契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その第 1 種契約者回線が収容されているコンピュータ通信網サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱（第 1 種契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します（短期第 I 型契約を除く。） ただし、その第 1 種契約者回線が異経路（(13)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、第 1 種契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>
(12) 短期第 I 型契約の料金の適用	<p>短期第 I 型契約のために新設した線路については、区域外線路に係る加算額を適用します。</p>
(13) 第 1 種契約者回線が異経路となる場合の料金の適用	<p>ア その第 1 種契約者回線が直接収容されているコンピュータ通信網サービス取扱所の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、当社が別に定める耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
(14) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	<p>故障又は滅失した第 1 種契約者回線の修理又は復旧をする場合に、一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その第 1 種契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>

(15) 付加機能に関する料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。
(16) 回線接続装置の料金の適用	当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。
(17) 回線終端装置の料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
(18) 配線設備の料金の適用	当社が配線設備を提供した場合、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。 ただし、1.5Mb/s エコノミークラスの場合は除きます。 (7) 第1種契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の線路 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の線路
(19) 特別な電気通信設備の料金の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。
(20) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合（1の暦月を連続して正しく算定できなかった場合に限り、以下この欄において同じとします。）の利用料は次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等のあったと認められる日）の属する暦月の前12暦月の暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額
(21) EneWings クラウドサービスにおけるクラウド接続サービスと接続するものに関する料金の適用	ア 終端の場所を当社が指定するEneWingsクラウドにおけるクラウド接続サービスのタイプ2（CCCNコネク）のうちコース1またはコース2のいずれかと接続（当社が別に定める方式で集約および品目速度で提供するもの）するものは、料金表 第3表 付帯サービスに関する料金についてのみ支払いを要します。 イ アの場合において、IPアドレスの数は当社が別に定める数を超えて利用することができないものとします。

2 料金額

(1) 定額利用料

a 短期第 I 型契約以外の契約に係るもの

(a) 高速デジタル方式のもの

ア 第 1 種契約者回線により提供するもの

(ア) クラス 1 のもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
128kb/s のもの	107,000 円 (112,350 円)
192kb/s のもの	240,000 円 (252,000 円)
256kb/s のもの	295,000 円 (309,750 円)
384kb/s のもの	372,000 円 (390,600 円)
512kb/s のもの	415,000 円 (435,750 円)
768kb/s のもの	510,000 円 (535,500 円)
1Mb/s のもの	564,000 円 (592,200 円)
1.5Mb/s のもの	589,000 円 (618,450 円)
3Mb/s のもの	1,270,000 円 (1,333,500 円)
4.5Mb/s のもの	1,770,000 円 (1,858,500 円)
6Mb/s のもの	2,230,000 円 (2,341,500 円)

(イ) クラス 2 のもの

①通常クラスのもの

プラン 1 のもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
128kb/s のもの	73,000 円 (76,650 円)
192kb/s のもの	139,000 円 (145,950 円)
256kb/s のもの	149,000 円 (156,450 円)
384kb/s のもの	163,000 円 (171,150 円)
512kb/s のもの	181,000 円 (190,050 円)
768kb/s のもの	208,000 円 (218,400 円)
1Mb/s のもの	254,000 円 (266,700 円)
1.5Mb/s のもの	299,000 円 (313,950 円)
3Mb/s のもの	511,000 円 (536,550 円)
6Mb/s のもの	891,000 円 (935,550 円)

- ②エコノミークラスのもの
 プラン2のもの
 (i) 標準タイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1.5Mb/s のもの	210,000 円 (220,500 円)

- (ii) デイライトタイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1.5Mb/s のもの	154,000 円 (161,700 円)

- イ 第2種契約者回線により提供するもの
 クラス2のもの
 エコノミークラスのもの
 プラン2のもの
 (i) 標準タイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1.5Mb/s のもの	210,000 円 (220,500 円)

- (ii) デイライトタイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1.5Mb/s のもの	154,000 円 (161,700 円)

- (b) 削除

- (c) イーサネット方式のもの
 第1種契約者回線により提供するもの
 クラス1のもの
 ①プラン1タイプ1のもの
 (I) IPv4 タイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1Mb/s のもの	233,000 円 (244,650 円)
2Mb/s のもの	290,000 円 (304,500 円)
3Mb/s のもの	348,000 円 (365,400 円)
4Mb/s のもの	405,000 円 (425,250 円)

5Mb/s のもの	463,000 円 (486,150 円)
6Mb/s のもの	520,000 円 (546,000 円)
7Mb/s のもの	578,000 円 (606,900 円)
8Mb/s のもの	635,000 円 (666,750 円)
9Mb/s のもの	693,000 円 (727,650 円)
10Mb/s のもの	750,000 円 (787,500 円)
11Mb/s のもの	825,000 円 (866,250 円)
12Mb/s のもの	900,000 円 (945,000 円)
13Mb/s のもの	975,000 円 (1,023,750 円)
14Mb/s のもの	1,050,000 円 (1,102,500 円)
15Mb/s のもの	1,125,000 円 (1,181,250 円)
16Mb/s のもの	1,200,000 円 (1,260,000 円)
17Mb/s のもの	1,275,000 円 (1,338,750 円)
18Mb/s のもの	1,350,000 円 (1,417,500 円)
19Mb/s のもの	1,425,000 円 (1,496,250 円)
20Mb/s のもの	1,500,000 円 (1,575,000 円)
21Mb/s のもの	1,565,000 円 (1,643,250 円)
22Mb/s のもの	1,630,000 円 (1,711,500 円)
23Mb/s のもの	1,695,000 円 (1,779,750 円)
24Mb/s のもの	1,760,000 円 (1,848,000 円)
25Mb/s のもの	1,825,000 円 (1,916,250 円)
26Mb/s のもの	1,890,000 円 (1,984,500 円)
27Mb/s のもの	1,955,000 円 (2,052,750 円)
28Mb/s のもの	2,020,000 円 (2,121,000 円)
29Mb/s のもの	2,085,000 円 (2,189,250 円)
30Mb/s のもの	2,150,000 円 (2,257,500 円)
31Mb/s のもの	2,215,000 円 (2,325,750 円)
32Mb/s のもの	2,280,000 円 (2,394,000 円)
33Mb/s のもの	2,345,000 円 (2,462,250 円)
34Mb/s のもの	2,410,000 円 (2,530,500 円)
35Mb/s のもの	2,475,000 円 (2,598,750 円)
36Mb/s のもの	2,540,000 円 (2,667,000 円)
37Mb/s のもの	2,605,000 円 (2,735,250 円)
38Mb/s のもの	2,670,000 円 (2,803,500 円)
39Mb/s のもの	2,735,000 円 (2,871,750 円)
40Mb/s のもの	2,800,000 円 (2,940,000 円)
41Mb/s のもの	2,860,000 円 (3,003,000 円)
42Mb/s のもの	2,920,000 円 (3,066,000 円)

43Mb/s のもの	2,980,000 円 (3,129,000 円)
44Mb/s のもの	3,040,000 円 (3,192,000 円)
45Mb/s のもの	3,100,000 円 (3,255,000 円)
46Mb/s のもの	3,160,000 円 (3,318,000 円)
47Mb/s のもの	3,220,000 円 (3,381,000 円)
48Mb/s のもの	3,280,000 円 (3,444,000 円)
49Mb/s のもの	3,340,000 円 (3,507,000 円)
50Mb/s のもの	3,400,000 円 (3,570,000 円)
55Mb/s のもの	3,700,000 円 (3,885,000 円)
60Mb/s のもの	4,000,000 円 (4,200,000 円)
65Mb/s のもの	4,250,000 円 (4,462,500 円)
70Mb/s のもの	4,500,000 円 (4,725,000 円)
75Mb/s のもの	4,750,000 円 (4,987,500 円)
80Mb/s のもの	5,000,000 円 (5,250,000 円)
85Mb/s のもの	5,250,000 円 (5,512,500 円)
90Mb/s のもの	5,500,000 円 (5,775,000 円)
95Mb/s のもの	5,750,000 円 (6,037,500 円)
100Mb/s のもの	6,000,000 円 (6,300,000 円)
100Mb/s を超えて 500Mb/s までのもの	6,600,000 円 (6,930,000 円) に 100Mb/s を超えて 10Mb/s ごとに 400,000 円(420,000 円)を加えた額
500Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの	22,600,000 円 (23,730,000 円) に 500Mb/s を超えて 10Mb/s ごとに 300,000 円(315,000 円)を加えた額

(II) IPv4/IPv6 タイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1Mb/s のもの	333,000 円 (349,650 円)
2Mb/s のもの	390,000 円 (409,500 円)
3Mb/s のもの	448,000 円 (470,400 円)
4Mb/s のもの	505,000 円 (530,250 円)
5Mb/s のもの	563,000 円 (591,150 円)
6Mb/s のもの	620,000 円 (651,000 円)
7Mb/s のもの	678,000 円 (711,900 円)
8Mb/s のもの	735,000 円 (771,750 円)
9Mb/s のもの	793,000 円 (832,650 円)
10Mb/s のもの	850,000 円 (892,500 円)

11Mb/s のもの	925,000 円 (971,250 円)
12Mb/s のもの	1,000,000 円 (1,050,000 円)
13Mb/s のもの	1,075,000 円 (1,128,750 円)
14Mb/s のもの	1,150,000 円 (1,207,500 円)
15Mb/s のもの	1,225,000 円 (1,286,250 円)
16Mb/s のもの	1,300,000 円 (1,365,000 円)
17Mb/s のもの	1,375,000 円 (1,443,750 円)
18Mb/s のもの	1,450,000 円 (1,522,500 円)
19Mb/s のもの	1,525,000 円 (1,601,250 円)
20Mb/s のもの	1,600,000 円 (1,680,000 円)
21Mb/s のもの	1,665,000 円 (1,748,250 円)
22Mb/s のもの	1,730,000 円 (1,816,500 円)
23Mb/s のもの	1,795,000 円 (1,884,750 円)
24Mb/s のもの	1,860,000 円 (1,953,000 円)
25Mb/s のもの	1,925,000 円 (2,021,250 円)
26Mb/s のもの	1,990,000 円 (2,089,500 円)
27Mb/s のもの	2,055,000 円 (2,157,750 円)
28Mb/s のもの	2,120,000 円 (2,226,000 円)
29Mb/s のもの	2,185,000 円 (2,294,250 円)
30Mb/s のもの	2,250,000 円 (2,362,500 円)
31Mb/s のもの	2,315,000 円 (2,430,750 円)
32Mb/s のもの	2,380,000 円 (2,499,000 円)
33Mb/s のもの	2,445,000 円 (2,567,250 円)
34Mb/s のもの	2,510,000 円 (2,635,500 円)
35Mb/s のもの	2,575,000 円 (2,703,750 円)
36Mb/s のもの	2,640,000 円 (2,772,000 円)
37Mb/s のもの	2,705,000 円 (2,840,250 円)
38Mb/s のもの	2,770,000 円 (2,908,500 円)
39Mb/s のもの	2,835,000 円 (2,976,750 円)
40Mb/s のもの	2,900,000 円 (3,045,000 円)
41Mb/s のもの	2,960,000 円 (3,108,000 円)
42Mb/s のもの	3,020,000 円 (3,171,000 円)
43Mb/s のもの	3,080,000 円 (3,234,000 円)
44Mb/s のもの	3,140,000 円 (3,297,000 円)
45Mb/s のもの	3,200,000 円 (3,360,000 円)
46Mb/s のもの	3,260,000 円 (3,423,000 円)
47Mb/s のもの	3,320,000 円 (3,486,000 円)
48Mb/s のもの	3,380,000 円 (3,549,000 円)

49Mb/s のもの	3,440,000 円 (3,612,000 円)
50Mb/s のもの	3,500,000 円 (3,675,000 円)
55Mb/s のもの	3,800,000 円 (3,990,000 円)
60Mb/s のもの	4,100,000 円 (4,305,000 円)
65Mb/s のもの	4,350,000 円 (4,567,500 円)
70Mb/s のもの	4,600,000 円 (4,830,000 円)
75Mb/s のもの	4,850,000 円 (5,092,500 円)
80Mb/s のもの	5,100,000 円 (5,355,000 円)
85Mb/s のもの	5,350,000 円 (5,617,500 円)
90Mb/s のもの	5,600,000 円 (5,880,000 円)
95Mb/s のもの	5,850,000 円 (6,142,500 円)
100Mb/s のもの	6,100,000 円 (6,405,000 円)
100Mb/s を超えて 500Mb/s までのもの	6,700,000 円 (7,035,000 円) に 100Mb/s を超えて 10Mb/s ごとに 400,000 円 (420,000 円) を加えた額
500Mb/s を超えて 1Gb/s までのもの	22,700,000 円 (23,835,000 円) に 500Mb/s を超えて 10Mb/s ごとに 300,000 円 (315,000 円) を加えた額

②プラン2タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1Mb/s のもの	92,000 円 (96,600 円)
2Mb/s のもの	135,000 円 (141,750 円)
3Mb/s のもの	170,000 円 (178,500 円)
4Mb/s のもの	200,000 円 (210,000 円)
5Mb/s のもの	235,000 円 (246,750 円)
10Mb/s のもの	498,000 円 (522,900 円)

③プラン1タイプ2のもの

(I) IPv4 タイプのもの

(i) 基本料

1 契約者回線ごとに

区 分	上限速度	最低利用速度	料金額 (月額) (税込額)
コース 1	100Mb/s	10Mb/s	850,000 円 (892,500 円)
コース 2	100Mb/s	30Mb/s	2,300,000 円 (2,415,000 円)
コース 3	1Gb/s	100Mb/s を超える 10Mb/s ごと	7,500,000 円 (7,875,000 円) に 100Mb/s を超える 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
コース 4	200Mb/s	80Mb/s から 10Mb/s ごと	5,800,000 円 (6,090,000 円) に, 最低利 用速度 80Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	300Mb/s	120Mb/s から 10Mb/s ごと	7,450,000 円 (7,822,500 円) に, 最低利 用速度 120Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	400Mb/s	160Mb/s から 10Mb/s ごと	9,100,000 円 (9,555,000 円) に, 最低利 用速度 160Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	500Mb/s	200Mb/s から 10Mb/s ごと	10,750,000 円 (11,287,500 円) に, 最低 利用速度 200Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	600Mb/s	240Mb/s から 10Mb/s ごと	12,400,000 円 (13,020,000 円) に, 最低 利用速度 240Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	700Mb/s	280Mb/s から 10Mb/s ごと	14,050,000 円 (14,752,500 円) に, 最低 利用速度 280Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	800Mb/s	320Mb/s から 10Mb/s ごと	15,700,000 円 (16,485,000 円) に, 最低 利用速度 320Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	900Mb/s	360Mb/s から 10Mb/s ごと	17,350,000 円 (18,217,500 円) に, 最低 利用速度 360Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
コース 5	10Gb/s	1Gb/s を超える 100Mb/s ごと	40,000,000 円 (42,000,000 円) に, 1Gb/s を超える 100Mb/s ごとに 2,000,000 円 (2,100,000 円) を加えた額

(ii) 従量加算料

区 分	超過速度	料 金 額 (月 額) (税込額)
コース1	1Mb/s ごとに	73,000 円 (76,650 円)
コース2	1Mb/s ごとに	60,000 円 (63,000 円)
コース3	1Mb/s ごとに	42,000 円 (44,100 円)
コース4	1Mb/s ごとに	42,000 円 (44,100 円)
コース5	1Mb/s ごとに	24,000 円 (25,200 円)

(II) IPv4/IPv6 タイプのもの

(i) 基本料

1 契約者回線ごとに

区 分	上限速度	最低利用速度	料金額 (月額) (税込額)
コース 1	100Mb/s	10Mb/s	950,000 円 (997,500 円)
コース 2	100Mb/s	30Mb/s	2,400,000 円 (2,520,000 円)
コース 3	1Gb/s	100Mb/s を超える 10Mb/s ごと	7,600,000 円 (7,980,000 円) に 100Mb/s を超える 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
コース 4	200Mb/s	80Mb/s から 10Mb/s ごと	5,900,000 円 (6,195,000 円) に、最低利 用速度 80Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	300Mb/s	120Mb/s から 10Mb/s ごと	7,550,000 円 (7,927,500 円) に、最低利 用速度 120Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	400Mb/s	160Mb/s から 10Mb/s ごと	9,200,000 円 (9,660,000 円) に、最低利 用速度 160Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	500Mb/s	200Mb/s から 10Mb/s ごと	10,850,000 円 (11,392,500 円) に、最低 利用速度 200Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	600Mb/s	240Mb/s から 10Mb/s ごと	12,500,000 円 (13,125,000 円) に、最低 利用速度 240Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	700Mb/s	280Mb/s から 10Mb/s ごと	14,150,000 円 (14,857,500 円) に、最低 利用速度 280Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	800Mb/s	320Mb/s から 10Mb/s ごと	15,800,000 円 (16,590,000 円) に、最低 利用速度 320Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
	900Mb/s	360Mb/s から 10Mb/s ごと	17,450,000 円 (18,322,500 円) に、最低 利用速度 360Mb/s から 10Mb/s ごとに 380,000 円 (399,000 円) を加えた額
コース 5	10Gb/s	1Gb/s を超える 100Mb/s ごと	40,100,000 円 (42,105,000 円) に、 1Gb/s を超える 100Mb/s ごとに 2,000,000 円 (2,100,000 円) を加えた額

(ii) 従量加算料

区 分	超過速度	料 金 額 (月 額) (税込額)
コース1	1Mb/s ごとに	73,000 円 (76,650 円)
コース2	1Mb/s ごとに	60,000 円 (63,000 円)
コース3	1Mb/s ごとに	42,000 円 (44,100 円)
コース4	1Mb/s ごとに	42,000 円 (44,100 円)
コース5	1Mb/s ごとに	24,000 円 (25,200 円)

④プラン1タイプ3のもの

(i) 基本料

引込線1回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
100Mb/s のもの	500,000 円 (525,000 円)
1Gb/s のもの	1,300,000 円 (1,365,000 円)

(ii) インターネット接続通信 従量加算料

区 分	超過速度	料 金 額 (月 額) (税込額)
100Mb/s のもの	1Mb/s ごとに	50,000 円 (52,500 円)
1Gb/s のもの	1Mb/s ごとに	45,000 円 (47,250 円)

(iii) 網内通信 従量加算料

区 分	超過速度	料 金 額 (月 額) (税込額)
100Mb/s のもの	1Mb/s ごとに	12,000 円 (12,600 円)
1Gb/s のもの	1Mb/s ごとに	8,000 円 (8,400 円)

⑤プラン1タイプ1アカデミータイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
5Mb/s のもの	300,000 円 (315,000 円)
6Mb/s のもの	340,000 円 (357,000 円)
7Mb/s のもの	380,000 円 (399,000 円)
8Mb/s のもの	420,000 円 (441,000 円)
9Mb/s のもの	460,000 円 (483,000 円)
10Mb/s のもの	500,000 円 (525,000 円)
20Mb/s のもの	1,000,000 円 (1,050,000 円)
30Mb/s のもの	1,400,000 円 (1,470,000 円)
40Mb/s のもの	1,820,000 円 (1,911,000 円)
50Mb/s のもの	2,210,000 円 (2,320,500 円)

⑥プラン2タイプ1アカデミータイプのもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
1Mb/s のもの	375,000 円 (393,750 円)

b 短期第I型契約に係るもの

高速デジタル方式のもの

第1種契約者回線により提供するもの

クラス2のもの

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額 (月 額) (税込額)
128kb/s のもの	109,500 円 (114,975 円)
192kb/s のもの	208,500 円 (218,925 円)
256kb/s のもの	223,500 円 (234,675 円)
384kb/s のもの	244,500 円 (256,725 円)
512kb/s のもの	271,500 円 (285,075 円)
768kb/s のもの	312,000 円 (327,600 円)
1Mb/s のもの	381,000 円 (400,050 円)
1.5Mb/s のもの	448,500 円 (470,925 円)
3Mb/s のもの	766,500 円 (804,825 円)
6Mb/s のもの	1,336,500 円 (1,403,325 円)

(2) 加算額

料金種別	単位	区分		料金額 (月額) (税込額)		
				短期第I型契約 以外の契約	短期第I型契約	
ア 区域外線 路使用料	第1種アクセ ス回線1回線 につき区域外 線路100mま でごとに	メタル配線		700円 (735円)	1,050円 (1,102.5円)	
		光配線		1,000円 (1,050円)	1,500円 (1,575円)	
イ 異経路の 線路使用料	—	—		別に算定する実費		
ウ 回線接続 装置使用料	1台ごとに	高速ディ ジタル方 式のもの	128kb/s 用 のもの	メタル配 線	1,700円 (1,785円)	2,550円 (2,677.5円)
				光配線	7,000円 (7,350円)	10,500円 (11,025円)
			192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1Mb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの		19,000円 (19,950円)	28,500円 (29,925円)
			3Mb/s, 4.5Mb/s 又は6Mb/s 用のもの		21,000円 (22,050円)	31,500円 (33,075円)
		イーサネ ット方式 のもの	100Mb/s まで用のも の	5,000円 (5,250円)	—	
エ 回線終端 装置使用 料	1台ごとに	高速ディ ジタル方 式のもの	1.5Mb/s エコノミークラス	9,500円 (9,975円)	—	
		イーサネ ット方式 のもの	110Mb/s~1Gb/s (10Mb/s 毎)のもの	60,000円 (63,000円)	—	
			10Gb/s のもの	60,000円 (63,000円)	—	
オ 配線設 備使用料	1配線ごと に	メタル配線		60円 (63円)	90円 (94.5円)	
		光配線		2,000円 (2,100円)	3,000円 (3,150円)	
カ 特別な電 気通信設 備使用料	—	—		別に算定する実費		
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サー ビス取扱所において閲覧に供します。						

(3) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額) (税込額)	
			短期第 I 型契約 以外の契約	短期第 I 型契約
電子メール 機能	電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してコンピュータ通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができる機能をいいます。	1 のメール アドレス ごとに	250 円 (262.5 円)	380 円 (399 円)
	備考	<p>(1) 当社は、契約者からの請求に基づき、当社が別に定める数の範囲内において、メールアドレスの割当てを行います。</p> <p>(2) 電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、前(1)により割当てのあった1のメールアドレスごとに当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>(3) 契約者は、請求により、メールアドレスの変更、メールアドレスの数の変更その他電子メール機能の利用内容の変更を行うことができます。</p>		
メールリスト 機能	仮想メールアドレス(その契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網に登録したメール通信先の一覧(以下「メールリスト」といいます。))に対して当社が割当てたメールアドレスをいいます。以下同じとします。)宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメールアドレスに係る着信先に配信する機能をいいます。	1 のメール リストご とに	1,000 円 (1,050 円)	1,500 円 (1,575 円)
	備考	<p>1 メールリスト機能において利用することができるメールリストの数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>2 当社は、1つのメールリストに対応して1の仮想メールアドレスを割り当てます。</p> <p>3 1のメールアドレスにおいて登録することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>4 メールリストによる着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。</p>		
経路情報を 交換する機 能	BGPを用い、契約者回線を介して経路情報を相互に交換する機能をいいます。	1 の契約 ごとに	13,000 円 (13,650 円)	—

	備考	<p>1 第I型契約のクラス1に係るものであってプラン1のものについて、品目が1Mb/s以上の場合に提供します。</p> <p>2 IPv4/IPv6タイプに係るものであって、IPv4およびIPv6それぞれの通信プロトコルで利用する場合は、それぞれの通信プロトコルごとに本表の料金を適用します。</p>					
メールウィルス チェック機能	電子メールメッセージの送受信時に電子メールに含まれるコンピュータウィルスを検知、駆除する機能をいいます。	I S P 向け		自治体・企業向け			
		単位	料金額 (月額)	単位	料金額 (月額)		
		アカウント数	(税込額)	アカウント数	(税込額)		
		1,001~2,000	185,000円 (194,250円)	1~10	2,000円 (2,100円)		
		2,001~3,000	232,000円 (243,000円)	11~20	4,000円 (4,200円)		
		3,001~4,000	279,000円 (292,950円)	21~30	6,000円 (6,300円)		
		4,001~5,000	326,000円 (342,300円)	31~40	8,000円 (8,400円)		
		5,001~6,000	373,000円 (391,650円)	41~50	10,000円 (10,500円)		
		6,001~7,000	420,000円 (441,000円)	51~60	11,400円 (11,970円)		
		7,001~8,000	467,000円 (490,350円)	61~70	12,800円 (13,440円)		
		8,001~9,000	514,000円 (539,700円)	71~80	14,200円 (14,910円)		
		9,001~10,000	561,000円 (589,050円)	81~90	15,600円 (16,380円)		
		10,001~11,000	606,000円 (636,300円)	91~100	17,000円 (17,850円)		
		11,001~12,000	651,000円 (683,550円)	101~200	31,000円 (32,550円)		
		12,001~13,000	696,000円 (730,800円)	201~300	45,000円 (47,250円)		
		13,001~14,000	741,000円 (778,050円)	301~400	59,000円 (61,950円)		
		14,001~15,000	786,000円 (825,300円)	401~500	73,000円 (76,650円)		
		15,001~16,000	831,000円 (872,550円)	501~600	86,000円 (90,300円)		
		16,001~17,000	876,000円 (919,800円)	601~700	99,000円 (103,950円)		
		17,001~18,000	921,000円 (967,050円)	701~800	112,000円 (117,600円)		
18,001~19,000	966,000円 (1,014,300円)	801~900	125,000円 (131,250円)				
19,001~20,000	1,011,000円 (1,061,550円)	901~1,000	138,000円 (144,900円)				

		20,001～21,000	1,056,000 円 (1,108,800 円)	1,001～2,000	229,000 円 (240,450 円)
		21,001～22,000	1,101,000 円 (1,156,050 円)	2,001～3,000	318,000 円 (333,900 円)
		22,001～23,000	1,146,000 円 (1,203,300 円)	3,001～4,000	406,000 円 (426,300 円)
		23,001～24,000	1,191,000 円 (1,250,550 円)	4,001～5,000	492,000 円 (516,600 円)
		24,001～25,000	1,236,000 円 (1,297,800 円)	5,000 以上	別途お見積り
		25,001～26,000	1,281,000 円 (1,345,050 円)		
		26,001～27,000	1,326,000 円 (1,392,300 円)		
		27,001～28,000	1,371,000 円 (1,439,550 円)		
		28,001～29,000	1,416,000 円 (1,486,800 円)		
		29,001～30,000	1,461,000 円 (1,534,050 円)		
		30,000 以上	別途お見積り		
	備考	<p>1 当社は契約者が所定の契約申込書により申し込みを行なったドメイン名に対しメールウィルスチェック機能提供の契約を締結します。</p> <p>2 この機能の提供を受けることを希望する者は、契約の内容を承諾したうえで所定の契約申込書に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。</p> <p>3 この機能の利用を当社に申し込む時、既にコンピュータ通信網サービスの提供を受けている場合、メールアドレスの変更が必要になることがあります。</p> <p>4 その他、本機能に関する詳細事項は、当社が別に定めるメールウィルスチェック機能利用規約において提供します。</p>			

第2 第Ⅱ型契約に係るもの

1 適用

区 分	内 容																										
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの提供区域について、収容区域及び加入区域を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その他の社会的経済的諸条件、コンピュータ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮して設定します。</p>																										
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高 速 デ ィ ジ タ ル 方 式 の も の</td> <td style="text-align: center;">128kb/s</td> <td>128kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">192kb/s</td> <td>192kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> <td>256kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">384kb/s</td> <td>384Kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">512kb/s</td> <td>512kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">768kb/s</td> <td>768kb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td>1. 152Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.5Mb/s</td> <td>1. 536Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td>3. 072Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.5Mb/s</td> <td>4. 608Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6Mb/s</td> <td>6. 144Mb/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスに係る通信は、取扱所内契約者回線、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点を含みます。）及びその他当社が必要により設置する電気通信設備との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>2 高速デジタル方式のものは、端末側インタフェースが I インターフェースのものをいいます。</p>		品 目	内 容	高 速 デ ィ ジ タ ル 方 式 の も の	128kb/s	128kb/s の符号伝送が可能なもの	192kb/s	192kb/s の符号伝送が可能なもの	256kb/s	256kb/s の符号伝送が可能なもの	384kb/s	384Kb/s の符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kb/s の符号伝送が可能なもの	768kb/s	768kb/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1. 152Mb/s の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1. 536Mb/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3. 072Mb/s の符号伝送が可能なもの	4.5Mb/s	4. 608Mb/s の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6. 144Mb/s の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																									
高 速 デ ィ ジ タ ル 方 式 の も の	128kb/s	128kb/s の符号伝送が可能なもの																									
	192kb/s	192kb/s の符号伝送が可能なもの																									
	256kb/s	256kb/s の符号伝送が可能なもの																									
	384kb/s	384Kb/s の符号伝送が可能なもの																									
	512kb/s	512kb/s の符号伝送が可能なもの																									
	768kb/s	768kb/s の符号伝送が可能なもの																									
	1Mb/s	1. 152Mb/s の符号伝送が可能なもの																									
	1.5Mb/s	1. 536Mb/s の符号伝送が可能なもの																									
	3Mb/s	3. 072Mb/s の符号伝送が可能なもの																									
	4.5Mb/s	4. 608Mb/s の符号伝送が可能なもの																									
6Mb/s	6. 144Mb/s の符号伝送が可能なもの																										

<p>(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅱ型契約者は、前項の最低利用期間内に第Ⅱ型契約の解除があった場合は、第 61 条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（定額利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第Ⅱ型契約者は、最低利用期間内に第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスの品目の変更又は取扱所内契約者回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときはその残額に残余の期間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその取扱所内契約者回線の設置場所において、取扱所内契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残余の算定は、同時に行う新設等の取扱所内契約者回線の料金を合算して行います。</p>
<p>(4) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、別に定める提供区域において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その 1 のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信された I P パケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が 2 の暦月を連続して 40 ミリ秒を超えた場合は、その連続する 2 の暦月のうち最終暦月における第Ⅱ型コンピュータ通信網サービス（その 2 の暦月を連続して当社が提供しているものに限り、）の定額利用料（この表の（1）欄から（4）欄までの適用又は料金表通則の 2 の規定（第 61 条（定額利用料等の支払義務）第 2 項第 2 号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額に 1 / 30 を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第Ⅱ型契約者にお返しします。</p> <p>ただし、その第Ⅱ型コンピュータ通信網サービスについて、その 2 の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p>
<p>(5) 付加機能に関する料金の適用</p>	<p>当社が適用する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。</p>
<p>(6) 回線接続装置の料金の適用</p>	<p>当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。</p>
<p>(7) 回線終端装置の料金の適用</p>	<p>当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。</p>
<p>(8) 配線設備の料金の適用</p>	<p>当社が配線設備を提供した場合、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ア 取扱所内契約者回線の終端から 1 のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の線路</p> <p>イ 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の線路</p>

2 料金額

(1) 定額利用料

(ア) 高速デジタル方式のもの

区 分	料 金 額 (月額) (税込額)
	第Ⅱ型契約
128kb/s のもの	87,000 円 (91,350 円)
192kb/s のもの	164,000 円 (172,200 円)
256kb/s のもの	219,000 円 (229,950 円)
384kb/s のもの	296,000 円 (310,800 円)
512kb/s のもの	339,000 円 (355,950 円)
768kb/s のもの	434,000 円 (455,700 円)
1Mb/s のもの	488,000 円 (512,400 円)
1.5Mb/s のもの	513,000 円 (538,650 円)
3Mb/s のもの	1,160,000 円 (1,218,000 円)
4.5Mb/s のもの	1,660,000 円 (1,743,000 円)
6Mb/s のもの	2,120,000 円 (2,226,000 円)

(イ) 削除

(2) 加算額

料金種別	単 位	区 分		料金額 (月額) (税込額)	
				第Ⅱ型契約	
ア 回線接続 装置使用 料	1 台ごとに	高速ディジ タル方式の もの	128kb/s 用のもの	メタル配線	1,700 円 (1,785 円)
				光配線	7,000 円 (7,350 円)
			192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1Mb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの		19,000 円 (19,950 円)
			3Mb/s, 4.5Mb/s 又は 6Mb/s 用の もの		21,000 円 (22,050 円)
イ 配線設備 使用料	1 配線ごと に	メタル配線		60 円 (63 円)	
		光配線		2,000 円 (2,100 円)	
	備考	高速デジタル方式のものに限り提供します。			
ウ 特別な電 気通信設 備使用料	—	—		別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サー ビス取扱所において閲覧に供します。					

(3) 付加機能使用料

料金種別		単 位	料 金 額 (月額) (税込額)		
			第Ⅱ型契約		
経路情報を交換する機能	BGPを用い、取扱所内契約者回線を介して経路情報を相互に交換する機能をいいます。	1の契約ごとに	13,000円 (13,650円)		
	備考	当該機能は、品目が1Mb/s以上の場合に提供します。			
メールウイルスチェック機能	電子メールメッセージの送受信時に電子メールに含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除する機能をいいます。	区 分			
		I S P 向 け		自治体・企業向け	
		単 位	料金額 (月額) (税込額)	単 位	料金額 (月額) (税込額)
		アカウント数		アカウント数	
		1,001～2,000	185,000円 (194,250円)	1～10	2,000円 (2,100円)
		2,001～3,000	232,000円 (243,000円)	11～20	4,000円 (4,200円)
		3,001～4,000	279,000円 (292,950円)	21～30	6,000円 (6,300円)
		4,001～5,000	326,000円 (342,300円)	31～40	8,000円 (8,400円)
		5,001～6,000	373,000円 (391,650円)	41～50	10,000円 (10,500円)
		6,001～7,000	420,000円 (441,000円)	51～60	11,400円 (11,970円)
		7,001～8,000	467,000円 (490,350円)	61～70	12,800円 (13,440円)
		8,001～9,000	514,000円 (539,700円)	71～80	14,200円 (14,910円)
		9,001～10,000	561,000円 (589,050円)	81～90	15,600円 (16,380円)
		10,001～11,000	606,000円 (636,300円)	91～100	17,000円 (17,850円)
		11,001～12,000	651,000円 (683,550円)	101～200	31,000円 (32,550円)
		12,001～13,000	696,000円 (730,800円)	201～300	45,000円 (47,250円)
		13,001～14,000	741,000円 (778,050円)	301～400	59,000円 (61,950円)
		14,001～15,000	786,000円 (825,300円)	401～500	73,000円 (76,650円)
15,001～16,000	831,000円 (872,550円)	501～600	86,000円 (90,300円)		
16,001～17,000	876,000円 (919,800円)	601～700	99,000円 (103,950円)		

		17,001～18,000	921,000 円 (967,050 円)	701～800	112,000 円 (117,600 円)
		18,001～19,000	966,000 円 (1,014,300 円)	801～900	125,000 円 (131,250 円)
		19,001～20,000	1,011,000 円 (1,061,550 円)	901～1,000	138,000 円 (144,900 円)
		20,001～21,000	1,056,000 円 (1,108,800 円)	1,001～2,000	229,000 円 (240,450 円)
		21,001～22,000	1,101,000 円 (1,156,050 円)	2,001～3,000	318,000 円 (333,900 円)
		22,001～23,000	1,146,000 円 (1,203,300 円)	3,001～4,000	406,000 円 (426,300 円)
		23,001～24,000	1,191,000 円 (1,250,550 円)	4,001～5,000	492,000 円 (516,600 円)
		24,001～25,000	1,236,000 円 (1,297,800 円)	5,000 以上	別途お見積り
		25,001～26,000	1,281,000 円 (1,345,050 円)		
		26,001～27,000	1,326,000 円 (1,392,300 円)		
		27,001～28,000	1,371,000 円 (1,439,550 円)		
		28,001～29,000	1,416,000 円 (1,486,800 円)		
		29,001～30,000	1,461,000 円 (1,534,050 円)		
		30,000 以上	別途お見積り		
	備考	<p>1 当社は契約者が所定の契約申込書により申し込みを行なったドメイン名に対しメールウィルスチェック機能提供の契約を締結します。</p> <p>2 この機能の提供を受けることを希望する者は、契約の内容を承諾したうえで所定の契約申込書に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。</p> <p>3 この機能の利用を当社に申し込む時、既にコンピュータ通信網サービスの提供を受けている場合、メールアドレスの変更が必要になることがあります。</p> <p>4 その他、本機能に関する詳細事項は、当社が別に定めるメールウィルスチェック機能利用規約において提供します。</p>			

第3 第Ⅲ型契約に係るもの

1 適用

区 分	内 容								
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの提供区域について、収容区域及び加入区域を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その他の社会的経済的諸条件、コンピュータ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮して設定します。</p>								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 1.5Mb/s まで、他の伝送方向については最大 512kb/s までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 8Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1Mb/s までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>12Mb/s</td> <td>コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 12Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1Mb/s までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1.5Mb/s	コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 1.5Mb/s まで、他の伝送方向については最大 512kb/s までの符号伝送が可能なもの。	8Mb/s	コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 8Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1Mb/s までの符号伝送が可能なもの。	12Mb/s	コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 12Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1Mb/s までの符号伝送が可能なもの。
品 目	内 容								
1.5Mb/s	コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 1.5Mb/s まで、他の伝送方向については最大 512kb/s までの符号伝送が可能なもの。								
8Mb/s	コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 8Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1Mb/s までの符号伝送が可能なもの。								
12Mb/s	コンピュータ通信網サービス取扱局から利用回線への伝送方向については、最大 12Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1Mb/s までの符号伝送が可能なもの。								
(3) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による区別による細目を定めます。</p> <p>IPアドレスによる区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース 1</td> <td>その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、1 個のもの</td> </tr> <tr> <td>コース 2</td> <td>その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、8 個のもの</td> </tr> <tr> <td>コース 3</td> <td>その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、16 個のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース 1	その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、1 個のもの	コース 2	その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、8 個のもの	コース 3	その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、16 個のもの
区 別	内 容								
コース 1	その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、1 個のもの								
コース 2	その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、8 個のもの								
コース 3	その第Ⅲ型契約に係る IP アドレスの数が、16 個のもの								
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第Ⅲ型契約者は、前項の最低利用期間内に第Ⅲ型契約の解除があった場合は、第 61 条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（定額利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第Ⅲ型契約者は、最低利用期間内に第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスの品目の変更又は区別の変更（以下この欄において「品目の変更等」といいます。）若しくは利用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその利用回線の設置場所において、利用回線の新設又は契約の解除を行うときの残余の算定は、同時に行う新設等の利用回線の料金を合算して行います。</p>								
(5) 付加機能に関する料金の適用	<p>当社が適用する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。</p>								

(6) 変復調装置の料金の適用	当社の変復調装置（帯域分離多重装置を含みます。以下同じとします。）を設置した場合、変復調装置に係る加算額を適用します。
(7) 特別な電気通信設備の料金の適用	利用回線において、当社が特別な電気通信機器を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。

2 料金額

(1) 定額利用料

品 目	区 別	料 金 額 (月額) (税込額)	
		その第Ⅲ型契約に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	その第Ⅲ型契約に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
1.5Mb/s	コース 1	7,445 円 (7,817.25 円)	8,860 円 (9,303 円)
	コース 2	12,945 円 (13,592.25 円)	14,360 円 (15,078 円)
	コース 3	21,945 円 (23,042.25 円)	23,360 円 (24,528 円)
8Mb/s	コース 1	7,645 円 (8,027.25 円)	9,060 円 (9,513 円)
	コース 2	13,445 円 (14,117.25 円)	14,860 円 (15,603 円)
	コース 3	22,945 円 (24,092.25 円)	24,360 円 (25,578 円)
12Mb/s	コース 1	7,845 円 (8,237.25 円)	9,260 円 (9,723 円)
	コース 2	13,945 円 (14,642.25 円)	15,360 円 (16,128 円)
	コース 3	23,945 円 (25,142.25 円)	25,360 円 (26,628 円)
備 考 「利用回線型サービス」とは、特定協定事業者の契約約款に規定する「利用回線型サービス」を、「契約者回線型サービス」とは、同契約約款に規定する「契約者回線型サービス」をいいます。以下同じとします。			

(2) 加算額

料金種別	単 位	料金額 (月額) (税込額)
変復調装置使用料	1 台ごとに	500 円 (525 円)
特別な電気通信設備に係る機器使用料	—	別に算定する実費
備 考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。		

(3) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額(月額) (税込額)		
電子メール機能	電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してコンピュータ通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができる機能をいいます。	1のメールアドレスごとに	250円 (262.5円)		
備考	<p>(1) 当社は、契約者からの請求に基づき、当社が別に定める数の範囲内において、メールアドレスの割当てを行います。</p> <p>(2) 電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、前(1)により割当てのあった1のメールアドレスごとに当社が別に定める容量の範囲内とします。</p> <p>(3) 契約者は、請求により、メールアドレスの変更、メールアドレスの数の変更その他電子メール機能の利用内容の変更を行うことができます。</p>				
メールウイルスチェック機能	電子メールメッセージの送受信時に電子メールに含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除する機能をいいます。	区 分			
		I S P 向け		自治体・企業向け	
		単位	料金額(月額) (税込額)	単位	料金額(月額) (税込額)
		アカウント数		アカウント数	
		1,001~2,000	185,000円 (194,250円)	1~10	2,000円 (2,100円)
		2,001~3,000	232,000円 (243,000円)	11~20	4,000円 (4,200円)
		3,001~4,000	279,000円 (292,950円)	21~30	6,000円 (6,300円)
		4,001~5,000	326,000円 (342,300円)	31~40	8,000円 (8,400円)
		5,001~6,000	373,000円 (391,650円)	41~50	10,000円 (10,500円)
		6,001~7,000	420,000円 (441,000円)	51~60	11,400円 (11,970円)
		7,001~8,000	467,000円 (490,350円)	61~70	12,800円 (13,440円)
		8,001~9,000	514,000円 (539,700円)	71~80	14,200円 (14,910円)
		9,001~10,000	561,000円 (589,050円)	81~90	15,600円 (16,380円)
		10,001~11,000	606,000円 (636,300円)	91~100	17,000円 (17,850円)
		11,001~12,000	651,000円 (683,550円)	101~200	31,000円 (32,550円)
12,001~13,000	696,000円 (730,800円)	201~300	45,000円 (47,250円)		
13,001~14,000	741,000円 (778,050円)	301~400	59,000円 (61,950円)		

		14,001～15,000	786,000 円 (825,300 円)	401～500	73,000 円 (76,650 円)
		15,001～16,000	831,000 円 (872,550 円)	501～600	86,000 円 (90,300 円)
		16,001～17,000	876,000 円 (919,800 円)	601～700	99,000 円 (103,950 円)
		17,001～18,000	921,000 円 (967,050 円)	701～800	112,000 円 (117,600 円)
		18,001～19,000	966,000 円 (1,014,300 円)	801～900	125,000 円 (131,250 円)
		19,001～20,000	1,011,000 円 (1,061,550 円)	901～1,000	138,000 円 (144,900 円)
		20,001～21,000	1,056,000 円 (1,108,800 円)	1,001～2,000	229,000 円 (240,450 円)
		21,001～22,000	1,101,000 円 (1,156,050 円)	2,001～3,000	318,000 円 (333,900 円)
		22,001～23,000	1,146,000 円 (1,203,300 円)	3,001～4,000	406,000 円 (426,300 円)
		23,001～24,000	1,191,000 円 (1,250,550 円)	4,001～5,000	492,000 円 (516,600 円)
		24,001～25,000	1,236,000 円 (1,297,800 円)	5,000 以上	別途お見積り
		25,001～26,000	1,281,000 円 (1,345,050 円)		
		26,001～27,000	1,326,000 円 (1,392,300 円)		
		27,001～28,000	1,371,000 円 (1,439,550 円)		
		28,001～29,000	1,416,000 円 (1,486,800 円)		
		29,001～30,000	1,461,000 円 (1,534,050 円)		
		30,000 以上	別途お見積り		
	備考	<p>1 当社は契約者が所定の契約申込書により申し込みを行なったドメイン名に対しメールウィルスチェック機能提供の契約を締結します。</p> <p>2 この機能の提供を受けることを希望する者は、契約の内容を承諾したうえで所定の契約申込書に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。</p> <p>3 この機能の利用を当社に申し込む時、既にコンピュータ通信網サービスの提供を受けている場合、メールアドレスの変更が必要になることがあります。</p> <p>4 その他、本機能に関する詳細事項は、当社が別に定めるメールウィルスチェック機能利用規約において提供します。</p>			

第4 手続きに関する料金

料金種別	単 位	料 金 額 (税込額)
D S L 接続申込手数料	1 回線ごとに	800 円 (840 円)
備 考 D S L 接続申込手数料は、第Ⅲ型コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の設置の申込みをし、その承諾を西日本電信電話会社から受けたときに支払いを要します。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																			
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等において、1の工事ごとに適用します。なお、本工事は、通信プロトコルごとを実施します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき3,800円（税込額3,990円）（回線接続等に係る工事、付加機能に係る工事、付加機能の一時中断に係る工事、回線調整等に係る工事及び保安器の変更に係る工事の場合を除きます。また、端末設備に係る工事における回線接続装置に係る工事と配線設備に係る工事を同時に施工する場合は、それらを合わせて1の工事とします。）を減額します。</p>																			
(2) 区別又は品目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	<p>区別又は品目の変更の場合の工事費は、変更後の区別又は品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事（取替えに関する工事を含まず。）について適用します。</p>																			
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="459 1093 1382 1908"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1093 740 1149">工事の区分</th> <th data-bbox="740 1093 1382 1149">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1149 740 1312">ア 端末設備に係る工事</td> <td data-bbox="740 1149 1382 1312"> <p>端末設備の設置、区別又は品目の変更（回線接続装置及び変復調装置の変更及び取替えを伴う場合）、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1312 740 1908" rowspan="4">イ 回線接続等に係る工事費</td> <td data-bbox="740 1312 1382 1435"> <p>収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1435 1382 1621"> <table border="1" data-bbox="751 1435 1370 1621"> <thead> <tr> <th data-bbox="751 1435 991 1491">工事の区分</th> <th data-bbox="991 1435 1370 1491">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 1491 991 1621">(7) 区別又は品目変更に係る回線接続工事</td> <td data-bbox="991 1491 1370 1621"> <p>回線接続装置等の変更及び取替えを伴わない区別又は品目変更について適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1621 991 1767">(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事</td> <td data-bbox="991 1621 1370 1767"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1767 991 1908">(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事</td> <td data-bbox="991 1767 1370 1908"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1621 991 1767">(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事</td> <td data-bbox="991 1621 1370 1767"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1767 991 1908">(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事</td> <td data-bbox="991 1767 1370 1908"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	<p>端末設備の設置、区別又は品目の変更（回線接続装置及び変復調装置の変更及び取替えを伴う場合）、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>	イ 回線接続等に係る工事費	<p>収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</p>	<table border="1" data-bbox="751 1435 1370 1621"> <thead> <tr> <th data-bbox="751 1435 991 1491">工事の区分</th> <th data-bbox="991 1435 1370 1491">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 1491 991 1621">(7) 区別又は品目変更に係る回線接続工事</td> <td data-bbox="991 1491 1370 1621"> <p>回線接続装置等の変更及び取替えを伴わない区別又は品目変更について適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1621 991 1767">(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事</td> <td data-bbox="991 1621 1370 1767"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1767 991 1908">(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事</td> <td data-bbox="991 1767 1370 1908"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(7) 区別又は品目変更に係る回線接続工事	<p>回線接続装置等の変更及び取替えを伴わない区別又は品目変更について適用します。</p>	(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p>	(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p>	(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p>	(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p>
工事の区分	適 用																			
ア 端末設備に係る工事	<p>端末設備の設置、区別又は品目の変更（回線接続装置及び変復調装置の変更及び取替えを伴う場合）、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>																			
イ 回線接続等に係る工事費	<p>収容コンピュータ通信網サービス取扱所の主配線盤等において、契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</p>																			
	<table border="1" data-bbox="751 1435 1370 1621"> <thead> <tr> <th data-bbox="751 1435 991 1491">工事の区分</th> <th data-bbox="991 1435 1370 1491">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 1491 991 1621">(7) 区別又は品目変更に係る回線接続工事</td> <td data-bbox="991 1491 1370 1621"> <p>回線接続装置等の変更及び取替えを伴わない区別又は品目変更について適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1621 991 1767">(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事</td> <td data-bbox="991 1621 1370 1767"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="751 1767 991 1908">(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事</td> <td data-bbox="991 1767 1370 1908"> <p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(7) 区別又は品目変更に係る回線接続工事	<p>回線接続装置等の変更及び取替えを伴わない区別又は品目変更について適用します。</p>	(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p>	(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p>											
	工事の区分	適 用																		
	(7) 区別又は品目変更に係る回線接続工事	<p>回線接続装置等の変更及び取替えを伴わない区別又は品目変更について適用します。</p>																		
(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p>																			
(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p>																			
(イ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</p>																			
(ロ) イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事	<p>イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事を行う場合に適用します。</p>																			

	<table border="1"> <tr> <td>(エ) 第Ⅲ型契約に係る契約者回線の接続工事</td> <td>第Ⅲ型契約に係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(オ) その他</td> <td>上記以外の工事</td> </tr> </table>	(エ) 第Ⅲ型契約に係る契約者回線の接続工事	第Ⅲ型契約に係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。	(オ) その他	上記以外の工事
(エ) 第Ⅲ型契約に係る契約者回線の接続工事	第Ⅲ型契約に係る契約者回線の接続工事を行う場合に適用します。				
(オ) その他	上記以外の工事				
ウ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。				
エ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線又は取扱所内契約回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。				
オ 付加機能の利用の一時中断に係る工事	付加機能の利用の一時中断を行う場合に適用します。				
カ 契約者回線の設置に係る工事	契約者回線の設置（回線終端装置を設置するものに限り。）又は移転の場合に適用します。				
キ 契約者回線の変更に係る工事	契約者回線について品目の変更（回線終端装置の変更及び取替えを伴う場合）又は一時中断の再利用の場合に適用します。				
ク 第2種契約者回線の相互接続点に係る工事	第2種契約者回線に係る相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 接続変更 (ウ) その他の変更				
ケ BGP新規設定および設定変更	収容コンピュータ通信網サービス取扱所等の交換装置において次の工事をする場合に適用します。 なお、本工事は、通信プロトコルごとを実施します。 (ア) BGPによる経路情報交換を新たに行うための工事 (イ) 当社へ広報する経路情報の変更、増減に伴う設定変更工事 (ウ) その他契約者の請求により経路情報操作を行うための工事				
コ 回線調整等に係る工事	<p>利用回線について、西日本電信電話株式会社が回線調整（西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の利用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p>				

サ 保安器の変更に 係る工事	西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。
-------------------	---

2 工事費の額

工事の種類			単 位	工事費の額 (税込額)	
				メタル配線	光回線
端末設備に係る工事	下記以外のもの	回線接続装置に係る工事	1の工事ごとに	8,000円 (8,400円)	8,000円 (8,400円)
		配線設備に係る工事		4,000円 (4,200円)	12,000円 (12,600円)
	第Ⅲ型契約のもの	変復調装置の取付け工事を伴う場合	1の工事ごとに	9,500円 (9,975円)	
回線接続等に係る工事	区別又は品目の変更に係る回線接続工事		1の工事ごとに	2,400円 (2,520円)	
	イーサネット方式のものに係る契約者回線の接続工事			2,000円 (2,100円)	
	イーサネット方式のものに係る契約者回線の設定工事			500円 (525円)	
	第Ⅲ型契約に係る契約者回線の接続工事			2,000円 (2,100円)	
	その他			2,400円 (2,520円)	
付加機能に係る工事	電子メール機能に係る工事		1のメールアドレスごとに	500円 (525円)	
	メーリングリスト機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000円 (3,150円)	
	メールウイルスチェック機能に係る工事		1の設定ごとに	3,000円 (3,150円)	
利用の一時中断に係る工事			1の工事ごとに	6,500円 (6,825円)	
付加機能(メールウイルスチェック機能を除く)の利用の一時中断に係る工事			1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)	
契約者回線の設置に係る工事			1の工事ごとに	20,000円 (21,000円)	
契約社回線の変更に係る工事			1の工事ごとに	20,000円 (21,000円)	
第2種契約者回線の相互接続点に係る工事			1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)	
BGP新規設定および設定変更	下記以外		1の工事ごとに	100,000円 (105,000円)	
	通信プロトコルIPv4, IPv6を同時に設定する場合		1の工事ごとに	130,000円 (136,500円)	
回線調整等に係る工事	基本額	基本工事費		1の工事ごとに	8,000円 (8,400円)
		回線調整工事費	回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに	8,000円 (8,400円)
			ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに	9,000円 (9,450円)
	回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額		1の工事ごとに	2,800円 (2,940円)	
保安器の変更に係る工事			1の工事ごとに	7,300円 (7,665円)	
備考					
1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。					
2 短期第Ⅰ型契約の場合の工事費は、本表の工事費の額と同額とします。					
3 「回線収容替え」とは、西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。					

- 4 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果について西日本電信電話株式会社から通知を受け、その専用契約者に通知します。
ただし、回線調整等について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
- 5 回線調整等の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整等に係る工事費は適用しません。
ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、保安器の変更に係る工事を行ったものとみなして、保安器の変更に係る工事費を適用します。
- 6 保安器の変更に係る工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路又は短期第Ⅰ型通信網契約に係る新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の第Ⅰ種契約者回線の終端が区域外となる場合（その第Ⅰ種契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その線路の取替えが必要となったときは、再度線路設置費を再算定します。</p>
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにコンピュータ通信網契約を締結して、その場所でコンピュータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> 新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> 線路設置費の額 (残金があるときに限ります。) </div> </div> <p>イ コンピュータ通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> 変更後の品目の第Ⅰ種契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> 変更前の品目の第Ⅰ種契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>ウ ア又はイの規定は、第Ⅰ種契約者回線が異経路となる場合は準用しません。</p>

(3) 個人から法人への変更等の場合の線路設置費の適用	<p>契約者について次の変更があったことに伴い、そのコンピュータ通信網契約を解除し、新たにコンピュータ通信網契約の申込みをしてその承諾を受けた場合において、同一の場所でその契約者回線を新たに工事を要することなく、引き続き利用することができる時（その契約者の義務の同一性及び継続性が認められる場合に限り、）は、第64条（線路設置費の支払義務）の規定にかかわらず、線路設置費の支払いを要しません。</p> <p>ア 個人から法人への変更 イ 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更 ウ 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更 エ 契約者である法人格を有しない社団又は財団の代表者の変更 オ その他アからエまでに類する変更</p>
-----------------------------	--

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分		線 路 設 置 費 の 額 (税込額)
第1種 契約者回線	メタル配線	58,000 円 (60,900 円)
	光配線	83,000 円 (87,150 円)

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
(1) 設備費の適用	ア 設備費は、次の設備について適用します。 （ア）異経路の線路の部分 （イ）特別な電気通信設備の部分 イ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その設備の取替えが必要となったときは、再度設備費を適用します。
備 考 特別な電気通信設備の部分には、第1種契約者の品目の変更又は移転により新設する部分を含みます。	

2 設備費の額

単 位	設 備 費 の 額
当該設備ごとに	別に算定する実費
備 考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金

1 料金額

(1) J P ドメイン名登録手数料

申請区分	区分	単位	料金額(税込額)
属性型・地域型 J P ドメイン名	1 申請ごとに	1 ドメイン名の申請ごとに	1,000 円 (1,050 円)
汎用 J P ドメイン名	1 申請ごとに	1 ドメイン名の申請ごとに	1,000 円 (1,050 円)

備考

- 1 属性型・地域型 J P ドメイン名とは、「属性型（組織種別型）」・地域型 J P ドメイン名登録等に関する規則に基づいて登録される J P ドメイン名（以下同じとします。）
- 2 汎用 J P ドメイン名とは、「汎用 J P ドメイン名登録等に関する規則」に基づいて登録された J P ドメイン名（以下同じとします。）

(注) 上記の手数料のほか、J P R S への手数料（実費）が必要な場合があります。

(2) J P ドメイン名維持管理料

申請区分	区分	単位	料金額
属性型・地域型 J P ドメイン名	ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名ごとに	1,000 円 (1,050 円)
汎用 J P ドメイン名	ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名ごとに	1,000 円 (1,050 円)

(注) 上記の手数料のほか、J P R S への手数料（実費）が必要な場合があります。

(3) J P ドメイン名の移転申請手数料

申請区分	区分	単位	料金額(税込額)
属性型・地域型 J P ドメイン名	1 申請ごとに	1 ドメイン名の申請ごとに	1,000 円 (1,050 円)
汎用 J P ドメイン名	1 申請ごとに	1 ドメイン名の申請ごとに	1,000 円 (1,050 円)

(注) 上記の手数料のほか、J P R S への手数料（実費）が必要な場合があります。

(4) J P ドメイン名の変更申請手数料

申請区分	区分	単位	料金額(税込額)
属性型・地域型 J P ドメイン名	1 申請ごとに	1 ドメイン名の申請ごとに	1,000 円 (1,050 円)

(注) 上記の手数料のほか、J P R S への手数料（実費）が必要な場合があります。

(5) I Pアドレス割当申請手数料

区 分	単 位	料 金 額 (税込額)
新規申請の場合	1 申請ごとに	1,000 円 (1,050 円)
追加申請の場合	1 申請ごとに	3,000 円 (3,150 円)

備考
1 IPv4/IPv6 タイプに係るものは、それぞれの通信プロトコルごとに本表の料金を適用します。

(6) I Pアドレス維持管理料

区 分	単 位	料 金 額
I Pアドレス維持管理料	別に定める個数ごとに	別に定める料金

備考
1 別に定める料金の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。
2 この項目は平成 13 年 4 月 1 日より適用します。

(7) データベース更新手数料

区 分	単 位	料 金 額 (税込額)
データベース更新手数料	1 申請ごとに	1,000 円 (1,050 円)

料金表別表 1 削除

料金表別表 2 第 I 型コンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のもの）の伝送速度

品 目	伝送速度	品 目	伝送速度	品 目	伝送速度
1Mb/s	1. 0Mb/s	21Mb/s	21. 0Mb/s	41Mb/s	41. 0Mb/s
2Mb/s	2. 0Mb/s	22Mb/s	22. 0Mb/s	42Mb/s	42. 0Mb/s
3Mb/s	3. 0Mb/s	23Mb/s	23. 0Mb/s	43Mb/s	43. 0Mb/s
4Mb/s	4. 0Mb/s	24Mb/s	24. 0Mb/s	44Mb/s	44. 0Mb/s
5Mb/s	5. 0Mb/s	25Mb/s	25. 0Mb/s	45Mb/s	45. 0Mb/s
6Mb/s	6. 0Mb/s	26Mb/s	26. 0Mb/s	46Mb/s	46. 0Mb/s
7Mb/s	7. 0Mb/s	27Mb/s	27. 0Mb/s	47Mb/s	47. 0Mb/s
8Mb/s	8. 0Mb/s	28Mb/s	28. 0Mb/s	48Mb/s	48. 0Mb/s
9Mb/s	9. 0Mb/s	29Mb/s	29. 0Mb/s	49Mb/s	49. 0Mb/s
10Mb/s	10. 0Mb/s	30Mb/s	30. 0Mb/s	50Mb/s	50. 0Mb/s
11Mb/s	11. 0Mb/s	31Mb/s	31. 0Mb/s	55Mb/s	55. 0Mb/s
12Mb/s	12. 0Mb/s	32Mb/s	32. 0Mb/s	60Mb/s	60. 0Mb/s
13Mb/s	13. 0Mb/s	33Mb/s	33. 0Mb/s	65Mb/s	65. 0Mb/s
14Mb/s	14. 0Mb/s	34Mb/s	34. 0Mb/s	70Mb/s	70. 0Mb/s
15Mb/s	15. 0Mb/s	35Mb/s	35. 0Mb/s	75Mb/s	75. 0Mb/s
16Mb/s	16. 0Mb/s	36Mb/s	36. 0Mb/s	80Mb/s	80. 0Mb/s
17Mb/s	17. 0Mb/s	37Mb/s	37. 0Mb/s	85Mb/s	85. 0Mb/s
18Mb/s	18. 0Mb/s	38Mb/s	38. 0Mb/s	90Mb/s	90. 0Mb/s
19Mb/s	19. 0Mb/s	39Mb/s	39. 0Mb/s	95Mb/s	95. 0Mb/s
20Mb/s	20. 0Mb/s	40Mb/s	40. 0Mb/s	100Mb/s	100. 0Mb/s

110Mb/s	110.0Mb/s	410Mb/s	410.0Mb/s	710Mb/s	710.0Mb/s
120Mb/s	120.0Mb/s	420Mb/s	420.0Mb/s	720Mb/s	720.0Mb/s
130Mb/s	130.0Mb/s	430Mb/s	430.0Mb/s	730Mb/s	730.0Mb/s
140Mb/s	140.0Mb/s	440Mb/s	440.0Mb/s	740Mb/s	740.0Mb/s
150Mb/s	150.0Mb/s	450Mb/s	450.0Mb/s	750Mb/s	750.0Mb/s
160Mb/s	160.0Mb/s	460Mb/s	460.0Mb/s	760Mb/s	760.0Mb/s
170Mb/s	170.0Mb/s	470Mb/s	470.0Mb/s	770Mb/s	770.0Mb/s
180Mb/s	180.0Mb/s	480Mb/s	480.0Mb/s	780Mb/s	780.0Mb/s
190Mb/s	190.0Mb/s	490Mb/s	490.0Mb/s	790Mb/s	790.0Mb/s
200Mb/s	200.0Mb/s	500Mb/s	500.0Mb/s	800Mb/s	800.0Mb/s
210Mb/s	210.0Mb/s	510Mb/s	510.0Mb/s	810Mb/s	810.0Mb/s
220Mb/s	220.0Mb/s	520Mb/s	520.0Mb/s	820Mb/s	820.0Mb/s
230Mb/s	230.0Mb/s	530Mb/s	530.0Mb/s	830Mb/s	830.0Mb/s
240Mb/s	240.0Mb/s	540Mb/s	540.0Mb/s	840Mb/s	840.0Mb/s
250Mb/s	250.0Mb/s	550Mb/s	550.0Mb/s	850Mb/s	850.0Mb/s
260Mb/s	260.0Mb/s	560Mb/s	560.0Mb/s	860Mb/s	860.0Mb/s
270Mb/s	270.0Mb/s	570Mb/s	570.0Mb/s	870Mb/s	870.0Mb/s
280Mb/s	280.0Mb/s	580Mb/s	580.0Mb/s	880Mb/s	880.0Mb/s
290Mb/s	290.0Mb/s	590Mb/s	590.0Mb/s	890Mb/s	890.0Mb/s
300Mb/s	300.0Mb/s	600Mb/s	600.0Mb/s	900Mb/s	900.0Mb/s
310Mb/s	310.0Mb/s	610Mb/s	610.0Mb/s	910Mb/s	910.0Mb/s
320Mb/s	320.0Mb/s	620Mb/s	620.0Mb/s	920Mb/s	920.0Mb/s
330Mb/s	330.0Mb/s	630Mb/s	630.0Mb/s	930Mb/s	930.0Mb/s
340Mb/s	340.0Mb/s	640Mb/s	640.0Mb/s	940Mb/s	940.0Mb/s
350Mb/s	350.0Mb/s	650Mb/s	650.0Mb/s	950Mb/s	950.0Mb/s
360Mb/s	360.0Mb/s	660Mb/s	660.0Mb/s	960Mb/s	960.0Mb/s
370Mb/s	370.0Mb/s	670Mb/s	670.0Mb/s	970Mb/s	970.0Mb/s
380Mb/s	380.0Mb/s	680Mb/s	680.0Mb/s	980Mb/s	980.0Mb/s
390Mb/s	390.0Mb/s	690Mb/s	690.0Mb/s	990Mb/s	990.0Mb/s
400Mb/s	400.0Mb/s	700Mb/s	700.0Mb/s	1.0Gb/s	1000.0Mb/s
				10.0Gb/s	10000.0Mb/s

料金表別表3 削除

料金表別表4 学校に限定した利用料の割引の適用

- 1 当社は、第1種契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校（盲学校、聾学校又は養護学校であって、小学部、中学部または高等部を有するものを含みます。）、大学またはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校（以下「学校」といいます。）の設置者である第1種契約者に限ります。）から、その第1種契約（短期第1種契約を除きます。）に係る契約者回線（1.5Mb/sの品目及びアカデミータイプの品目のものであって、その終端が学校の構内または建物内に終端するものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申し出があった場合には、その利用料については、1契約者回線ごとに第1表 第1 第I型契約に係るもの2料金額（1）定額利用料のaの（a）のアの（イ）の②の（ii）もしくはイの（ii）及び（c）の⑤もしくは⑥に規定する定額利用料の額を適用します。

- 2 当社は、この学校限定割引を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。
 - （1）第1種契約者が学校の設置者でなくなったとき。
 - （2）割引対象品目以外の品目への変更があったとき。
 - （3）移転等により、その契約者回線の終端が学校の構内または建物内でなくなったとき。

別 表

別 表

コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項

1 第 I 型コンピュータ通信網サービス

(1) 高速デジタル方式のもの

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相 互 接 続 回 路		
		伝送速度	符号形式	送出電力
128kb/s	8ピン モジュラーコネクタ (ISO 8877 準拠)	TTC 標準 JT - I430-a 準拠		
192kb/s, 256kb/s 384kb/s, 512kb/s 768kb/s, 1Mb/s 1.5Mb/s	8ピン モジュラーコネクタ (ISO 10173 準拠)	TTC 標準 JT - I431-a 準拠		
3Mb/s, 4.5Mb/s, 6Mb/s	同軸コネクタ (JIS 規格 C5412-1976 C02 準拠)	6, 312kb/s	TTC 標準 JT - G703-a 準拠	

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相 互 接 続 回 路		
		伝送速度	符号形式	送出電力
128kb/s	2線式インタフェース	TTC 標準 JT - G961 準拠		
128kb/s, 192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1Mb/s, 1.5Mb/s, 3Mb/s, 4.5Mb/s, 6Mb/s	F04 形単心光ファイバ コネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	6, 312kb/s	CMI 符号	光出力 - 7dBm 以下 使用中心波長 1.31 μm

(注) 契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

ウ 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目 等	物理的条件	相 互 接 続 回 路		
		伝送速度	符号形式	送出電力
1.5Mb/s エコミークラス のもの	ISO 標準 IS10173 準拠	TTC 標準 JT - I431-a 準拠		

(2) 削除

(3) イーサネット方式のもの

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
1Mb/s～50Mb/s (1Mb/s 毎) 55Mb/s～100Mb/s (5Mb/s 毎)	8ピンコネクタ ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3 10BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
1Mb/s～50Mb/s (1Mb/s 毎) 55Mb/s～100Mb/s (5Mb/s 毎)	F04 形 単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-FX 準拠

ウ 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
110Mb/s～1Gb/s (10Mb/s 毎)	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) LC コネクタ (IEC 61754-20 準拠) GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
	8ピンコネクタ ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
10Gb/s	LC コネクタ (IEC 61754-20 準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR/ER 準拠

2 第Ⅱ型コンピュータ通信網サービス

(1) 高速デジタル方式のもの

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電力
128kb/s	8ピン モジュラーコネクタ (ISO 8877 準拠)	TTC 標準 JT - I 430 - a 準拠		

192kb/s, 256kb/s 384kb/s, 512kb/s 768kb/s, 1Mb/s 1.5Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 10173 準拠)	TTC 標準 JT - I 431 - a 準拠	
3Mb/s, 4.5Mb/s 6Mb/s	同軸コネクタ (JIS 規格 C5412- 1976C02 準拠)	6,312kb/s	TTC 標準 JT - G703 - a 準拠

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電力
128kb/s	2線式インタフェース	TTC 標準 JT - G 961 準拠		
128kb/s, 192kb/s 256kb/s, 384kb/s 512kb/s, 768kb/s 1Mb/s, 1.5Mb/s 3Mb/s, 4.5Mb/s 6Mb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	6,312kb/s	CMI 符号	光出力 - 7 dBm 以下 使用中心波長 1.31 μ m

(注) 契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

(2) 削除

3 第Ⅲ型コンピュータ通信網サービス

当社が変復調装置を提供する場合

物理的条件	相互接続回路		
	伝送速度	符号形式	送出電圧等
8端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	ISO 標準 8802-3 (10BASE-T) 準拠		

付 則

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成10年6月1日から実施します。

ただし、別表5のインターネット接続事業者との接続は、相互接続協定が整い、郵政大臣の認可を得たのちに実施します。

付 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年9月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

付 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成11年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

付 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/sについては、この改正規定の実施日に、通常クラスの契約者回線に移行したものとみなして取り扱います。

付 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、3Mb/s、6Mb/sの品目のもの及び1.5Mb/sの品目の通常クラスについて、この改正規定の実施日に、第1種契約者回線に係る通常クラスに移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/sの品目のエコノミークラスについて、この改正規定の実施日に、第1種契約者回線に係るエコノミークラスに移行したものとみなして取り扱います。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者は、この改正規定実施の日に、クラス 2 に係る第 I 種コンピュータ通信網サービスの提供を受けている第 I 型契約者に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 2 月 22 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が接続承認を行った J P ドメイン名を利用している契約者は、この改正規定実施の日に、地域型・属性型ドメイン名を利用している契約者に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正約款実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 3 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 3 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成23年4月1日より、電子メール機能、メーリングリスト機能の利用申込受付を終了します。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。

第1条(規約の適用)

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、以下のメールウイルスチェック利用規約(以下、「本規約」といいます。)に従い、利用者に対してメールウイルスチェック機能(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条(定義)

本規約において、使用する用語は以下のことを意味することとする。

用語	定義
1 コンピュータウイルス (又は単に「ウイルス」)	第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能を一つ以上有するもの (1) 自己伝染機能 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能。 (2) 潜伏機能 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させ、発病するまで症状を出さない機能。 (3) 発病機能 プログラム、データ等のファイルの破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能。
2 本契約	コンピュータ通信網契約を締結している者が、付加機能(メールウイルスチェック機能に限る)の提供を受けるための契約
3 契約者	当社と本契約を締結している者
4 電子メール	メールアドレスを使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービス
5 利用実績アカウント数	メールウイルスチェックサービス契約日より課金対象とし、毎月末日時点の本サービス対象アカウント合計数
6 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及びに同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第3条(本サービスの提供範囲)

当社は、本サービスに係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別に定めるソフトウェア(以下「本ソフト」といいます。)を用いてウイルスの検知及び駆除を行なう。ただし、駆除可能なウイルスは、本ソフトが対応可能なウイルスとする。

2 本サービスは、本ソフトが適用できない経路により受信された電子メールや電子メール以外のコンピュータウイルスの駆除、ならびに既にウイルスに感染されたコンピュータ機器よりのウイルス駆除は対象外とする。

3 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又は契約者の自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではない。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるソフトウェアとは株式会社シマンテックが提供する「Symantec AntiVirus Scan Engine(シマンテック・アンチウイルス・スキャン・エンジン)」とする。

第4条(利用中断)

当社は、次の場合、本サービスについて利用中断(一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同じとします。)を行うこととする。

- (1) 本サービスの提供に必要なソフトウェアを提供する、当社が別に定める者が事業を休止したとき。
- (2) 当社に付与された本サービスの提供に必要なソフトウェアに係るライセンスが終了又は失効したとき。
- (3) 当社が第三者から本サービスの提供に必要なソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告を受けたとき。
- (4) 本サービスの提供に必要なソフトウェアに起因する障害等により、本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して利用することが著しく困難であるとき。
- (5) その他本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難なとき。

ただし、契約者からメールウィルスチェックサービス契約の解除の通知があったときは、この限りではない。

2 当社は、前項の規定により、利用中断しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことを通知する。

第5条(当社による契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ甲に通知したうえで催告なく本契約を解除できるものとする。

- (1) 当社のコンピュータ通信網サービス契約約款第57条(利用停止)に定める利用停止後も、契約者がコンピュータ通信網サービス契約約款第57条第1項の各号に定める事実を解消しないとき。但し、当社は、第4条(利用中断)第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとする。
- (2) 第4条で定める利用中断の期間が、利用中断をした日から起算して1年間を経過したとき。この場合、当該1年間を経過した日において、本契約は解除されたものとして取り扱うこととする。
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
 - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合。

第6条(契約終了後の措置)

本規約の定めに従い、本契約が解除され又は終了した場合、契約者は、本サービスを一切利用できないものとし、当社の指示に従い、本サービス利用終了にかかる手続きを行うものとする。

- 2 契約者は、契約終了の月までに発生した本サービス使用料を含む、本サービス使用に関連し発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとする。なお当社は、既に支払われた本サービス使用料については一切払い戻し致さないこととする。
- 3 本契約が解除され、又は終了した場合でも、本条(契約終了後の措置)、第8条(責任の制限)、第11条(情報の取扱)、第14条(準拠法)、第15条(紛争の解決)については、効力を有するものとする。

第7条(料金)

本契約日より、毎月末時点の利用実績アカウント数を課金対象とし支払うものとする。

- 2 当社は、契約者に対し、前項に定める金額を記載した請求書を翌月10日前後に送付するものとする。
- 3 契約者は当社に対し、本契約締結後に当社から送付される正式な請求書に基づき、毎月のサービス利用料金を、月末までに、指定された銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。
- 4 契約者は、20条1項で算出された金額に、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税を合せた消費税を乗じた金額を支払うものとする。この場合、円未満の端数があるときには切捨てとする。

5 本サービス利用料金は、別途提示する「見積書」にて定められた金額とする。

第8条(責任の制限)

本サービスは、当社が使用する本ソフトで対応していないウイルスについては駆除できない場合があり、その動作を100%保障するものではない。また、非対応ウイルスによる契約者または契約者を経由した第三者へのいかなる損害についてもこれを保証するものではない。

- 2 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとする。
- 3 当社は、本サービスの利用により生じる結果又は本契約に従って行った行為の結果について、契約者その他のいかなる者に対しても、本サービスの提供に必要な設備・ソフトウェアの不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとする。
- 4 当社は、本サービスを利用または利用できなかったことにより発生した、契約者あるいは第三者の損害について一切の補償・賠償を行わない。

第9条(業務委託)

当社は運用上必要な場合、本サービスの業務の一部を信頼のおける業者に委託できるものとし、契約者はこれを了承したものとする。

第10条(守秘義務)

契約者は本契約の契約期間中または契約解除後において、本契約において知り得た相手方の情報または資料を第三者に関係もしくは漏洩し、または本契約の回線以外に使用してはならない。

第11条(情報の取扱)

契約者は本サービスの提供のため、当社が定めた情報の登録を行うものとする。

- 2 当社は、前項の情報及びその他の契約者に関する情報を、以下の各号に該当する場合には一切の責任を負うことなく、第三者に開示又は提供できるものとする。
 - (1)法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合。
 - (2)開示又は提供につき、契約者の同意を得た場合。
 - (3)契約者に対し、本規約に基づく義務の履行を請求する場合。
 - (4)契約者に対する本サービス提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合。
 - (5)その他、本サービスの運営に必要な場合。

第12条(法令に規定する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによる。

第13条(分離性)

本契約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本契約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとする。

第14条(準拠法)

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。

第15条(紛争の解決)

本契約の条項又は本契約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとする。

- 2 本契約に関する紛争は、広島簡易裁判所もしくは広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。